

第四十三回国会 衆議院 内閣委員會議録 第三号

昭和三十一年二月二十六日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎 英城君

理事藤原 節夫君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事山内 広君

伊藤 敏君 内海 安吉君

小笠 公昭君 草野 一郎平君

笹本 一雄君 園田 直君

船田 中君 保科善四郎君

細田 吉藏君 前田 正男君

久保田鶴松君 田口 誠治君

中村 高一君 永井勝次郎君

西村 関一君 受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

文部大臣 荒木萬壽夫君

國務大臣 大橋 武夫君

國務大臣 志賀健次郎君

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務官 (給与局長) 瀧本 忠男君

總理府事務官 (内閣總理大臣官房公務員制度調査室長) 増子 正宏君

警視廳長 (警視庁長官官房會計課長) 今竹 義一君

防衛庁参事官 (人事局長) 小野 裕君

防衛庁参事官 (経理局長) 上田 克郎君

外務政務次官 飯塚 定輔君

大蔵政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 (主計局次長事務代理) 岩尾 一君

自治政務次官 藤田 義光君

委員外の出席者 議員 石橋 政嗣君

議員 永井勝次郎君

警視廳長 (警察庁警務局長) 浜中 英二君

局人事課長 専門 員 加藤 重喜君

二月二十日
委員受田新吉君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員田口誠治君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として渡辺徳蔵君及び中村梅吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員渡辺徳蔵君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として田口誠治君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員田口誠治君、西村関一君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日
て山花秀雄君、木原津與志君及び西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員大原津與志君、山花秀雄君及び西尾末廣君辞任につき、その補欠として西村関一君、田口誠治君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十三日
委員久保田鶴松君及び田口誠治君辞任につき、その補欠として渡辺徳蔵君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員横路節雄君及び渡辺徳蔵君辞任につき、その補欠として田口誠治君及び久保田鶴松君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十六日
委員中島茂喜君及び中村梅吉君辞任につき、その補欠として伊藤敏君及び細田吉藏君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員伊藤敏君及び細田吉藏君辞任につき、その補欠として中島茂喜君及び中村梅吉君が議長の指名で委員に選任された。

二月十九日
中小企業者設置法案(永井勝次郎君外三十一名提出、衆法第一二二号)

同日二十三日
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

同日
旧金鵝勲章年金及び賜金復活に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一三四五号)

同日
同(櫻内義雄君紹介)(第一三四六号)

同日
同(堀内一雄君紹介)(第一三四七号)

同日
同(山口好一君紹介)(第一三四八号)

同日
同(藤井勝志君紹介)(第一三四九号)

同日
同(船田中君紹介)(第一六四四号)

同日
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(藤井勝志君紹介)(第一三五〇号)

同日
同(加藤録五郎君紹介)(第一六〇二号)

同日
同(辻寛一君紹介)(第一六〇三号)

同日
同(福田一君紹介)(第一六〇四号)

同日
同(外十八件)(永山忠則君紹介)(第一六四五号)

同日
旧軍人等の恩給に関する請願外三件(藤井勝志君紹介)(第一三五二号)

同日
同(藤井勝志君紹介)(第一三五二号)

同日
同(松山千恵子君紹介)(第一三九七号)

同日
同(佐藤洋之助君紹介)(第一五五一号)

同日
同(馬場元治君紹介)(第一六〇六号)

同日
傷病恩給の是正に関する請願(岡崎英城君紹介)(第一三五三三号)

同日
同(荒木萬壽夫君紹介)(第一四二三号)

同日
同(外一件)(木村俊夫君紹介)(第一五五〇号)

同日
同(小枝一雄君紹介)(第一六〇五号)

同日
同(外二件)(永山忠則君紹介)(第一六四六号)

同日
国立大学付随機関教官の待遇改善に関する請願(秋山利恭君紹介)(第一三五四号)

同日
同(岡本茂君紹介)(第一四一一号)

同日
同(前田正男君紹介)(第一四一二号)

同日
傷病年金受給者の妻等に対する家族加給に関する請願(細田吉藏君紹介)(第一三五五号)

同日
同(外一件)(宇野宗佑君紹介)(第一三六四号)

同日
同(外四件)(小澤重喜君紹介)(第一三六五号)

同日
同(亀岡高夫君紹介)(第一三六六号)

同日
同(外一件)(草野一郎平君紹介)(第一三六七号)

同日
同(黒金泰美君紹介)(第一三六八号)

同日
同(小島徹三君紹介)(第一三六九号)

同(久保田藤麿君紹介)(第一六四〇号)
 同(猪俣浩三君紹介)(第一六二五号)
 同(石山權作君紹介)(第一六二六号)
 同(佐野憲治君紹介)(第一六二七号)
 同(野口忠夫君紹介)(第一六二八号)
 同(三木喜夫君紹介)(第一六二九号)
 同(鈴木義男君紹介)(第一六七二号)
 同(山本猛夫君紹介)(第一六七三号)
 同(戸叶里子君紹介)(第一六七四号)
 元南滿洲鉄道株式会社職員期間の恩給法等の特例制定に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第一三九五号)
 同(田中龍夫君紹介)(第一五二一三三号)
 同(淡谷修蔵君紹介)(第一六三〇号)
 同(永山忠則君紹介)(第一六四七号)
 同(田原春次君紹介)(第一六七六号)
 元滿洲國等政府職員の恩給に関する請願(三木武夫君紹介)(第一三九六号)
 同(池田正之輔君紹介)(第一六〇〇号)
 同(岡崎英城君紹介)(第一六〇一三九号)

同(久保田藤麿君紹介)(第一六四〇号)
 同(濱地文平君紹介)(第一六四一四一號)
 同(松本一郎君紹介)(第一六四二二號)
 同(山手滿男君紹介)(第一六四三三號)
 公務員の賃金に関する請願(安宅常彦君紹介)(第一四五一号)
 同(猪俣浩三君紹介)(第一四五二二號)
 同(石田有全君紹介)(第一四五三三號)
 同(石山權作君紹介)(第一四五四四號)
 同(稻村隆一君紹介)(第一四五五五號)
 同(野口忠夫君紹介)(第一四八三三號)
 同(野原覺君紹介)(第一四八四四號)
 同(芳賀實君紹介)(第一四八五五號)
 同(原茂君紹介)(第一四八六六號)
 同(日野吉夫君紹介)(第一四八七七號)
 同(肥田次郎君紹介)(第一四八八八號)
 同(穂積七郎君紹介)(第一四八九九號)
 同(松井誠君紹介)(第一四九〇〇號)
 同(松原喜之次君紹介)(第一四九一一號)
 同(三木喜夫君紹介)(第一四九二二號)
 同(武藤山治君紹介)(第一四九三三號)
 同(山内法君紹介)(第一四九四四號)
 同(山口丈太郎君紹介)(第一四九五五號)

同(山口鶴男君紹介)(第一四九六六號)
 同(山田長司君紹介)(第一四九七七號)
 同(山中日露史君紹介)(第一四九八八號)
 同(湯山勇君紹介)(第一四九九九號)
 同(横山利秋君紹介)(第一五〇〇〇號)
 同(渡辺惣蔵君紹介)(第一五〇一一號)
 同(稻宮稔人君紹介)(第一五〇二二號)
 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一五〇三三號)
 同(片山哲君紹介)(第一五〇四四號)
 同(田中幾三郎君紹介)(第一五〇五五號)
 同(門司亮君紹介)(第一五〇六六號)
 同(藤原豊次郎君紹介)(第一六一三三號)
 同(戸叶里子君紹介)(第一六一七五號)
 同(岡田春夫君紹介)(第一四五六七號)
 同(加藤清二君紹介)(第一四五七七號)
 同(片島港君紹介)(第一四五八八號)
 同(角屋堅次郎君紹介)(第一四九九九號)
 同(川村謙義君紹介)(第一四六〇〇號)
 同(河野正君紹介)(第一四六一一號)
 同(久保田鶴松君紹介)(第一四六二二號)
 同(栗林三郎君紹介)(第一四六三三號)

同(栗原俊夫君紹介)(第一四六四四號)
 同(小林ちづ君紹介)(第一四六五五號)
 同(兒玉末男君紹介)(第一四六六六號)
 同(佐野憲治君紹介)(第一四六七七號)
 同(佐藤觀次郎君紹介)(第一四六八八號)
 同(坂本泰良君紹介)(第一四六九九號)
 同(島本虎三君紹介)(第一四七〇〇號)
 同(下平正一君紹介)(第一四七一七號)
 同(東海林稔君紹介)(第一四七二二號)
 同(田中織之進君紹介)(第一四七三七號)
 同(田中武夫君紹介)(第一四七五五號)
 同(田邊誠君紹介)(第一四七六六號)
 同(田原春次君紹介)(第一四七七七號)
 同(戸叶里子君紹介)(第一四七八八號)
 同(堂森芳夫君紹介)(第一四七九九號)
 同(中村英男君紹介)(第一四八〇〇號)
 同(橋崎弥之助君紹介)(第一四八一八二號)
 同(西村力弥君紹介)(第一四八二二號)

請願(關谷勝利君紹介)(第一五一八号)
 建國記念日制定に関する請願外七件(長谷川四郎君紹介)(第一五五二号)
 本委員に付託された。
 本日の會議に付した案件
 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)
 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二號)
 中小企業省設置法案(永井勝次郎君外三十一名提出、衆法第一二二號)
 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四號)
 駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外三十名提出、衆法第四四號)
 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二號)
 ○永山委員長 これより會議を開きます。
 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び特別職の職員に關する法律の一部

もうその力がすぐ出て参るといふより
な観点もございませぬし、ことに労務等
を少し手厚く見るといふ従来の考え方
もございませぬし、そういうところの金
額が、行政職俸給表(一)の八等級二号俸
より、従来からであります、高し
てあるのであります、そういう関係
でこの金額が違つておる次第でありま
す。

○山内委員 私、今そういうことを
お尋ねしたのでなくて、民間給与と
の対応の場合に、(一)表の方は大体労務
者であることは、私も承知しておりま
す。そこで、あなたの方のお話では、
五等級四号、これと大体合せてある
というので、生計費から追つていく
と、この部分は、七百八十六円(一)表に
比べて格差が増大しているというの
はどういう理由かという質問をしてお
るのです。それはこまかいことにな
りますので、きょうは非常に時間を急
いでおりますから、その計算のこと
については、また後ほど御回答いた
す機会もあると思ひますので、よろし
い。

さかのほりまして、もう一点、事務
的なことをお伺いしますけれども、こ
の五月から九月の間、すなわち、政府
が勧告通行なえなかつたときの、公
務員に与える実害は、金額的に見積
もつてどれだけあるのか。これは六月
の勤動手当を含めて一人当たりどのく
らいになるのか。平均の二万五千七百
十円に対応してでけつておる。――
このくらいの回答は私にだけと思
うのです。ということは、五月から完
全実施するのを政府は十月からやつ
ておる。そうすると、五月から九月ま
での間に公務員に対してどれだけ金額的

に損害を与えておるのか、これくらい
のことは調査されておるのぢやないで
すか。なければ回答はあつてもいいで
す。

○平井(進)政府委員 ただいま人事院
に対する御質問でございませぬけれど
も、一応予算的な関係もありませんの
で、私どもの方で試算いたしてござい
ますので、大ざっぱな数字を申し上げ
ます。

私どもは、一応総額で幾ら違ふかと
いう計算をいたしてございませぬが、そ
れが一般会計の中で、防衛庁職員を除き
ました場合、大体五月実施の場合と十
月実施の場合で二百二十七億の差を生
じております。これを大ざっぱに、大
体四十万一般職の職員がおりますの
で、これで割りますと、一人当たり五
千三百円程度ということにならうと思
ひます。

○山内委員 これは手当を含むかどう
かわかりませぬけれども、この五千三
百円の実害に対しては、この次の人事
院の勧告は、これを措置して勧告され
る意思があるかどうか、また、大臣か
らは、そういう損害を与えたらば、
将来この点は何かで取り返す、そうい
うお考えがあるのかどうか、この点も
念を押しておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 先ほど来申し上げま
したごとく、この措置によりまし
て、一人五千三百円ずつがまんしてい
ただかなければならぬ計算に相なり
ましたが、これは財政的な理由から出
ておるものでございませぬので、次回
の勧告に際して補償するといふことは、
ただいまのところ考えておらないので
ございませぬ。

○佐藤(達)政府委員 私どもの立場と
しては、ただいまのような損害が公務
員に生ずるといふこと自身が、もうわ
れわれの考えるワケの外でありまし
て、そういうことが万一会会の方でお
きまらなければ、これはもう仕方がな
いことなのです。われわれは、ことし
の勧告はまたことしの勧告といしま
して、民間給与との格差を見て、そし
てしかるべく措置をとる、こういう考
えでございませぬ。

○山内委員 時間の制約がありますの
で、急いで申し上げますが、実は私の
手元に、東京都の人事委員会が、東京
都の都議会議長と知事に対して、ほと
んど人事院の勧告と同じような形式で
勧告された資料を持つておるわけであ
りますが、これと人事院の勧告とを比
べてみますと、非常に差が大きいので
あります。それは、生計費関係資料
の、東京都における独身男子十八才の
標準生計費、これは人事院勧告は一万
九百六十円としてあります。ところが
が、都の人事委員会の勧告は一万二千
三百八十円です。そしてその内
容も、食料費、住居費、光熱費、被服
費、雑費、計ということになっており
まして、大体において、私は、いかに
東京都で取ろうが人事院で取ろうが、
わずか一万円台で千四百二十円の差が
出るといふことはちよつと考えられな
いのです。ただ、東京都は五月が基礎
になっておられますので、一カ月の差は
ありますけれども、それほど大きな差
があるとは思ひませぬが、これはどつ
ちが正しいのか、どつちが間違つてお
るのか、どういふ取り方でこういふ差
が出てくるのか、その点をお聞きした
いと思ひます。

○山内委員 時間的制約がありますの
で、急いで申し上げますが、実は私の
手元に、東京都の人事委員会が、東京
都の都議会議長と知事に対して、ほと
んど人事院の勧告と同じような形式で
勧告された資料を持つておるわけであ
りますが、これと人事院の勧告とを比
べてみますと、非常に差が大きいので
あります。それは、生計費関係資料
の、東京都における独身男子十八才の
標準生計費、これは人事院勧告は一万
九百六十円としてあります。ところが
が、都の人事委員会の勧告は一万二千
三百八十円です。そしてその内
容も、食料費、住居費、光熱費、被服
費、雑費、計ということになっており
まして、大体において、私は、いかに
東京都で取ろうが人事院で取ろうが、
わずか一万円台で千四百二十円の差が
出るといふことはちよつと考えられな
いのです。ただ、東京都は五月が基礎
になっておられますので、一カ月の差は
ありますけれども、それほど大きな差
があるとは思ひませぬが、これはどつ
ちが正しいのか、どつちが間違つてお
るのか、どういふ取り方でこういふ差
が出てくるのか、その点をお聞きした
いと思ひます。

○瀧本政府委員 ただいま東京都のお
示しがあつたのでございませぬが、各都
道府県はそれぞれ人事委員会がござい
まして、それで、各都道府県の公務員
の給与につきまして勧告あるいは報告
をいたしておるのでございませぬ。で、
各府県ともそれぞれ独自の見地を持ち
まして、標準生計費等も計算しておら
れるところがございませぬ。この数字
は、それぞれ人事院が計算いたしまし
たものと必ずしも同一でないものでござ
いませぬ。これはそれぞれお立場がいろ
いろ違ふ、また見地も違つた御研究の
結果だろつといふふうに思つてござい
ませぬ。それで、ただいまお話ござい
ましたように、人事院の標準生計費と
いうものは、これは東京で計算いたし
ておられますが、四月現在で計算いたし
ておられます。東京都は五月で計算して
おる。この時期の違いがあることは明
瞭でございませぬが、そのほか、いろ
いろ調べてみたのであります。食料費
関係につきましては、人事院の計算と
東京都の人事委員会の計算と大して違
いがないようでございませぬ。そのほか
の被服費、光熱費あるいは住居費等、
これは人事院はいわゆるマルチプル
というものを採用して計算いたしてお
りますが、その算定方法に、東京都と人
事院の考え方の違いがあるようござ
いませぬ。いずれが正しいとは申し上げ
られませぬが、われわれは、人事院の
計算方法は現在において妥当なもので
ある、このように考えておる次第であ
ります。

○山内委員 そういふことになりませ
ぬから、私ども、資料の信憑性というも
のに疑義を持たざるを得ないのでござ
いませぬ。これはおそらく人事院の一つの勧告の
形式を東京都の人事委員会もどつて
おると思ふのです。大体似たような形
式になっておられます。しかも、一カ月
のずれといふことは、私も最初に申し
上げた、前提を置いた質問なんです
が、これで、わずか一万円の生計標準
費が、同じ東京都のもので、地域が
違えば別です。ところが、東京都で
れば一万二千三百八十円になり、人
事院がれば一万九百六十円になつ
た。一体これはどつちが正しいのか、
正しくないのか。あなたの方もこれだ
け相当な事業場も調べ、物価の指数も
調べ、いろいろなことをおやりになつ
た結果ですから、これについては、あ
なたの方がごまかしたとかなんとい
うことではない。こういうことでは、
私どもいろいろな資料をあつちからも
こつちからもとつて、あなたの方の出
しになった資料だけにたよつて審議で
きないという結論にもなるわけです。
しかし、今これを――今お話しした
し、今これを――今お話しした通り、
雑費という経費が非常に差がふえてお
ります。雑費の内容は何かということ
もやはり検討してみなくてはならな
い。特に公務員となり、将来試験を受
けてだんだん上つていく人は、教養費
というよりなものは、勉強しなければ
ならない、こういう若い十八才の男子
でありますから、そういう人には、む
しろこの雑費は、あなたの方の勧告
はふえていなければならぬと常識判断
されるわけですね。ところが、逆にすつ
とこれが下がつておるといふ点に大き
な疑義を持つ。この点について触れ
たいのですが、この次の研究事項とし
て、あなたの方でも一つ御検討をい
ただきたいと思ひます。

それからもう一つ疑義のあることは、官民賃金の格差の問題です。労働省でお出しになっている毎月勤労統計調査によりまして、三十七年度は対前年同月の比でもって一三・三〇、こういう数字を出しております。ところが、人事院の方は九・三〇という数字を出している。これは非常な開きがあります。同じ政府から出る統計の中で、どうしてこういう官民の格差があるか、この点も一つ御回答いただきたい。

○濹本政府委員 今の御質問の内容があるいは聞き違えたかと思いますが、もしそうでしたら、あとでもう一度御指摘願います。

毎月勤労統計で、昨年四月現在におきまして、その一年前の四月に比べて一三・三〇、これは御指摘の通りであり、われわれもそれをよく知っております。毎月勤労統計というものは、調査対象事業場を数年間は変えずに調査をしておるといふ事情があり、そのために、もし現在の時点におきまして全体を代表するような事業場をとして調査した場合、数字が違ってくるという事は、これはわれわれの報告でも指摘しておたのでございます。われわれの方の九・三〇差があるとお申したのは、これは四月現在の時点におきまして官民の格差でございます。一三・三〇という数字は、これは毎月勤労統計が一年前の四月現在から昨年の四月現在までの上がりでございます。本質的に数字の性質が違ふものでございませぬ。しかしながら、従来この数字は非常によく似ておったのでございませぬ。去年は非常に違いが出た。なぜ違いが出たかという事にわれわれ

れも疑義を持ちまして、いろいろ調査した結果は、昨年の報告に詳しく述べたのであります。民間におきまして、たとえば大きな事業場と小さな事業場、あるいは職員と工員、そういうところにおきまます給与の上昇割合が、非常に違つてきておる事実があるわけでございます。そういうことのために、この数字が非常に違つておるといふことは、報告に申し述べておる通りであります。

○山内委員 その御回答にも、私実は満足がいけないのですが、これもまた議論すると非常に長くなりますので、それは端折りますが、ただ九・三〇という民間格差をお認めになつていなう人事院報告が七・一〇を勧告しておる。ここに二・二〇の差があります。これはどういふ理由でありますか。

○濹本政府委員 公務と民間と、いずれも昇給制度というものがございませぬ。民間では全部があるとはいきませんが、おおむねございませぬ。その昇給制度がありまして、年間を通しまして平均的に昇給していく昇給率というものがあつたわけでございます。これが公務と民間を比較いたしましたら、現に昭和三十三年当時から比べますと、公務の年間の平均昇給率というものは、非常に低くなつておるといふ事実はございませぬ。一方において、民間におきましては、やはり二十才前後から十年間ぐらい、大体その間の昇給率が非常に高いという事情もございませぬ。そういうことをやはり公務におきましてはやる必要がある。すなわち、昇給速度を早めますために、号俸の間引きということをやつたのでございませぬ。

するが、そういうことをやりますると、技術的にある一時点で切りかえるということが不可能でございます。無理にやれば非常なアンバランスが出来ます。そのために、どうしてもこれは時期を段階別に切りかえをやらざるを得なかつた。そういうことでもございませぬ。切りかえの当初におきましては、御指摘のようなパーセントになつておるのでございませぬけれども、最終切りかえにおきましては、おおむね本俸あるいはそのほか手当、いろいろところの影響を含めて考えますと、九・三〇に近い改善になつておる、このようにな次第でございます。

○山内委員 その点も議論しますと非常にあるわけですが、もし少し前の方に話を進めます。

実は、この俸給法の各号俸間の間差というものの、一応私、行政職の(一)、(二)とずつと調べてみました。ところが、ふに落ちない点がたくさんあります。特に間差については、あなたの方ではいろいろ考えられておやりになつておると思つておるのですが、これが動議十年あるいは二十年を過ぎて、家族も相当にふえてきた。初任給の官民の格差はやりませぬけれども、そういう何十年か公務に専念した人たちの生活の実態というものは、一体お調べになつておるのかどうか、そして実情に合うのかどうか。初任給の格差はよくわかりませぬ。それからあとのことも不満ながら、もわかりませぬけれども、何十年も勤続して家族がふえていった人の生活の実態というものと、物価というものと、あわせて御調査になつたことがあるかどうかをお伺いします。

○濹本政府委員 われわれは、公務の生活実態といふことにつきまして、いろいろ調べたいといふふうに思つておられます。かつて、昭和二十八年に生活環境調査といふものを行ないまして、ある程度調べたのでございませぬ。しかしながら、この生計費調査というものは非常に手数のかかるものでございませぬ。現在におきましては、総理府統計局におきまます生計費調査、これをわれわれは利用いたしまして、生活実態といふものを調べておるのであります。この中には公務員も相当入つておられます。なお、昭和三十一年度からこの総理府統計局の生計費調査は非常に拡充されたので、今後におきましては、一そつ利用の度が高いといふふうに思つておられます。いずれにいたしましても、生活実態といふものにつきましまして、これは公務と民間とを問はず、総理府統計局によつて出て参ります調査結果から、生活実態といふものをわれわれ調べておるのでございませぬ。現在に公務におる人がどういふふうにしていくかといふことは、個人々々によつて非常に違いがある。給与といふものが生活実態に対してだけ考えればよろしいといふものならば、一人世帯は幾ら、二人世帯は幾らといふきめ方もあつるかと思つてございませぬけれども、現在の公務員法におきましては、職務と責任に応じてきめるといふことになつておるのであります。やはり勤務の状況に応じてその人の昇給なり昇進なりがきまつていくといふことのできるわけでございます。われわれといたしましては、全体的にはその状況をながめておりますけれども、個々にこれを合わすといふことまでは現在

やつておらない次第であります。

○山内委員 これは困難な仕事ではありますけれども、公務員を安心させて仕事に専念させるという建前からは、ぜひたまにはこれはやつていただかないと、いろいろな問題ができてくると思つておるのです。今回、この給与法が通らぬために、早く通せといふ訴えが私のところになつた。皆さんもそうだと思つておるわけですが、ところが、この中でちよつと見のがすことのできなう実例を実は私投書で寄せられておられます。そういうことがあり得るかといふことで俸給法をとつてみたのですが、ちよつと私には考えられない点でありますので、これは一つお調べいただきたい。前文は省略いたしまして、こういふことが書いてあります。「実例を申し上げますと、私たちの職場には行(一)、行政職の(二)だと思つて、二万円に満たない方があります。私自身も、高校卒で就職し、十二年を勤めて二万円になりませぬ。あまりにもひど過ぎると思つておるのですが、どうでしょう。」あとは省略いたします。こういう事実は、一林今の昇給制度から起こり得るのかどうか、ちよつと御回答いただきたいと思います。

○濹本政府委員 ただいまお示しのことだけでは、どうもわれわれ十分判断できないのでございませぬ。公務におきましては、行政職(一)あたりでは、学校卒業直後に試験を受けて入つてくるという事で、勤続十二年といへば、これはもう本物の十二年といふことにならぬのであります。行政(二)あたりでは、

に一生懸命節約したというよりな因子も含まれておるのではないか、そうでなければ過大見積りであるか、いずれにせよ、公務員の努力によって生まれる六十億であります。民間であれば、こういう黒字が出てきたら、お前はよく働いたから、お前のボーナスを増すとかなんとか、すぐ社長は適宜な処置がとれるけれども、公務員についてはそういうことができない。そういうことで、こういう六十億は、さつき申しました、あなたの言われる特別昇給として優遇することに使うことが正しいのか。気の毒な、今まで病氣などで昇給時期に昇給できなかった者の格差を埋めていくことにこういうものを

建前をとっておるわけでありませう。しかしながら、実際の問題といたしましては、各省庁の行政運営の事情からいたしまして、どうしてもある程度摩擦的な欠員というものが生じて参るわけでございます。たとえ三十七年の七月一日現在で見ますと、平均いたしまして二・二%の欠員を生じております。このような状況におきましては、当然人員費予算というものは余つてくることになるわけでございます。その結果が、先ほどお示し申し上げましたよりな約五十億前後の不用額となつておるといふことでございます。

ら、こういう六十億というよりな予算も、そういうことを当て込んで、これがよそへ使われぬような予防線にこういう措置をとつたのではないか。これは勧告に対して失礼な言い方かもしれませんが、私の勤ぐりですけれども、こういう問題が出てくれば、そういうふうな勤ぐらざるを得ないこともあるわけですね。こういう点を含めて一つ御研究をいただきたいと思つております。なお、宿直手当の問題、いろいろありますけれども、もう持ち時間を経過しておりますので、きよりはこれで終ります。

質問すると時間が長くなるのだけれども、あなたに対して非常になんですけれども、私は、そういう意見を最初から申し上げておいた方が今度の勧告によろしいと思つるので、一応そういうふうに申し上げます。

特に公務員の初任給が民間に引き比べて安い。それはもう確定的な問題です。それからもう一つは、逆に、いわゆる頭のよろしいといわれている局長、次官クラス、これは最高の能力があるといわれているんですが、民間のいい会社級の部長さん等と引き比べた場合に、給与があまりに低いじゃないかという意見が出ています。これは私は率直な意見だと思つておる。これをどういうふうにおわれれば取り入れて勧告の資料にするかと申せば、残念でございます。五十人以上というふうな在来の資料収集の基礎対象では、この場面は切り抜けれないのではな

○大橋國務大臣 予算の使用のことでございます。大蔵省からお答えいたします。

○山内委員 私はそのところを言つておるんですよ。定員をとつておいて、それで予算を組んで、欠員が補充されなかつた。それならば、残つて働く人がその足りない分を補ひ合つて一生懸命働いた結果、こういう過剰が出てくるというのをあなたはお認めになつていらつしやるじゃないですか。そこで、給与担当の大臣としては、こういうところに給与の財源を求めてでも政府みから措置して、公務員の昇給というものは、そういう勤行を下のところから求められるのではないかとこのころを、私は参考までに意見として申し上げておるわけなんです。時間もだいたい経過いたしましたので、同僚に御迷惑をかけるおそれ、この辺でやめますけれども、今の点はもう一つ大臣においても研究してもらいたい。特に、これは勤めるのかもしれないけれども、この三月に勤勉手当を〇・二支給することになりましたが、これは十二

○石山委員 私、今度の勧告についていろいろ思われるのですが、まず第一に、給料というものは複雑怪奇であつてはいかぬといふことなんです。総裁は新しい人だけれども、局長に申し上げた、給与というものは、簡明直截で、自分の取り分は何ほど、今度の昇給は何ほどあるという建前でなければいけません。それが民間と官公の格差が何%、さしあたりの昇給は七・一%、しまいに九・三%になるんじや、こんなむずかしい論法はいかぬといふことです。これはそこに大蔵省の給与課長もいるわけなのだが、組合に対しては、最終的には九・三%昇給させますよと言ひ、自分の金の出し前はそれほど要らぬよ、どういふやり方なんだ。うまく二面作戦をやつておるんですが、給与の勧告、給与体系としては、そういう策はよくない。政治的配慮というものはあります。そういうことを今度からやめていただくといふこと、こういう給与勧告は技術的にやめて

それが最近になりますと、給与問題について、かなり如違ひと思はれる人事管理の面という立場からして、たとえば臨時行政調査会あたりでいろいろ発言が行なわれてきておる。そういうことではどういふことを言つておるかといふと、私気になることは、給与問題については有能な人を集めるということなんです。有能な人を集め、学識経験者を集めて、公務員の給与というものを新しく研究する必要があるだろうというふうにも思つておる。これは先ほど給与局長もおっしゃつておられるけれども、一つの長い伝統を持つて集められた資料の確実を期するために、いつも同じような集め方をしていたら、私思ふのです。確実を期するためには、私はそういうことは必要だと思つておる。全般的にいへば限度が来てい

るというのが僕らの考え方です。ですから、集める資料をたとえば今までは五十人以上の職場で集めていたんですが、これをもう一つ変えてみる必要があるのではないかといふことです。

○平井(通)政府委員 ただいまの御質問の点は、一般会計における職員努力によつてこういう余裕が生じたのであるから、それを職員に還元する方法を考へるべきであるという御意見であるかと思つておる。御承知の通り、一般公務員につきましては、給与法定主義という立場をとつておりました。基本的に申しますならば、職員の節約その他によつて差が生じてくるという性格のものではないと思つておる。それでどうしてこういう差額が生じてくるかという問題でございますが、現在の給与費の予算計上の建前といたしましては、

○山内委員 私はそのところを言つておるんですよ。定員をとつておいて、それで予算を組んで、欠員が補充されなかつた。それならば、残つて働く人がその足りない分を補ひ合つて一生懸命働いた結果、こういう過剰が出てくるというのをあなたはお認めになつていらつしやるじゃないですか。そこで、給与担当の大臣としては、こういうところに給与の財源を求めてでも政府みから措置して、公務員の昇給というものは、そういう勤行を下のところから求められるのではないかとこのころを、私は参考までに意見として申し上げておるわけなんです。時間もだいたい経過いたしましたので、同僚に御迷惑をかけるおそれ、この辺でやめますけれども、今の点はもう一つ大臣においても研究してもらいたい。特に、これは勤めるのかもしれないけれども、この三月に勤勉手当を〇・二支給することになりましたが、これは十二

○石山委員 私、今度の勧告についていろいろ思われるのですが、まず第一に、給料というものは複雑怪奇であつてはいかぬといふことなんです。総裁は新しい人だけれども、局長に申し上げた、給与というものは、簡明直截で、自分の取り分は何ほど、今度の昇給は何ほどあるという建前でなければいけません。それが民間と官公の格差が何%、さしあたりの昇給は七・一%、しまいに九・三%になるんじや、こんなむずかしい論法はいかぬといふことです。これはそこに大蔵省の給与課長もいるわけなのだが、組合に対しては、最終的には九・三%昇給させますよと言ひ、自分の金の出し前はそれほど要らぬよ、どういふやり方なんだ。うまく二面作戦をやつておるんですが、給与の勧告、給与体系としては、そういう策はよくない。政治的配慮というものはあります。そういうことを今度からやめていただくといふこと、こういう給与勧告は技術的にやめて

それが最近になりますと、給与問題について、かなり如違ひと思はれる人事管理の面という立場からして、たとえば臨時行政調査会あたりでいろいろ発言が行なわれてきておる。そういうことではどういふことを言つておるかといふと、私気になることは、給与問題については有能な人を集めるということなんです。有能な人を集め、学識経験者を集めて、公務員の給与というものを新しく研究する必要があるだろうというふうにも思つておる。これは先ほど給与局長もおっしゃつておられるけれども、一つの長い伝統を持つて集められた資料の確実を期するために、いつも同じような集め方をしていたら、私思ふのです。確実を期するためには、私はそういうことは必要だと思つておる。全般的にいへば限度が来てい

るというのが僕らの考え方です。ですから、集める資料をたとえば今までは五十人以上の職場で集めていたんですが、これをもう一つ変えてみる必要があるのではないかといふことです。

は、予算定員に従つて計上するといふ

三月というの年度末でありますか

ていたかと思つておる。これは

があるのではないかといふことです。

が公務員の給与ととなれば、これを

う一べん考えてみる必要があるのではないかと、聞いてみますれば、これは皆さんに偏向教育を受けておられるからかわれておるのでありますけれども、今度の勧告が非常に複雑な形になったということも、これは昇給の率とか格差とかいう問題からいえば、なるほどという点もございまして、五十人の点についても、まあまあこれは大企業に比べた場合にどうか、あるいは小企業の方が最近では給与の改善率が多いのだということも聞きますと、またそれはどうかというよりなこと、率直に申しまして、いろいろ迷いがあるのであります。しかし、私の最初の直感、今お話しした点と当たっておりますから、そういう点はやはり今後も根本的に持ちまして、そうしてこの次の勧告の際には、十分な検討の上、できるだけ大胆に、われわれの誠実な正しい意見と、ところを差し出したい、こういう覚悟でございます。

○石山委員 さっきの特殊給等の問題について、もう一つ私の考え方を申し上げておきたいと思いますが、われわれの生活の一つの体験としては、第一に食生活、着物を着ること、その次は住、住まいでございます。これは労働大臣もおいでになるのですが、エングル係数のとり方にいろいろ問題があると思っておりますが、住の問題もなっております。日本のエングル係数というものは、諸外国の内容とはかなり違つた内容にあると思はれます。エングル係数が最近よくなつた、低くなつてよくなつた、こういうことを労働省あたりで盛んに流布しておられるけれども、そういう点ではあ

たたかみのある資料収集に欠けておるのではないかと、こう思っております。そこで、生活様式の中の住の関係、公務員給与についてというよりも、一般の労働者が、最近人事院の特殊給に對しては右へならえをやつておられるわけですが、たとえば地域手当、薪炭手当、寒冷地手当、こういうものはほとんど右へならえです。ですから、ここで、たとえはせんだつてのような豪雪がありましたね。その場合における除雪費とか、家の構造、これは東京だと三寸五分か三寸くらいの柱でうちが建つけれども、向こうは五寸くらいないと二階建のうちはできない。それからつけものは、薪炭の置き場、こういうようなものは、東京の近所、関東から南だと、やや外に置いても間に合ふ。だけれども、豪雪地帯になりますと、全部困いの中に置かなければならない。いわゆる建物の並に置かなければならない。ですから、貧乏なせに大きなうちを持たなければならぬという一つの宿命的なあれがございます。うちが大きいと、雪が一ぱい降るから、除雪費用がかかってくる。こういう点で、特殊給の中における豪雪地帯の寒冷地、薪炭、この給与の問題等も、公務員というふうに限定をつける必要もあるけれども、最近特殊給については人事院の調査が正確だといふので、民間もほとんどならつておる。こういう点を考へながら、人事院としては、何かこの問題を取り上げるのはおつくりだといふふうに最近まではなつておりました。あんなに雪が降つちやあつくりだといふ手をかけないわけにいかぬでしよう。しかも、信頼すべき日本の氣象庁によれば、今度は周期に来て毎年

毎年雪が降るだらう、寒くなるだらうといふのでございまして、ことし一年ならば私もあえて豪雪という言葉を使わぬでもいと思ひますけれども、それが続くとすれば、豪雪対策、災害対策でも一生懸命やつておる通り、これを考へておらう必要があるのではないかと。私は人事院の方に望みたいことは、だれか調査員を出さなければならぬ。春になれば、人間を苦しめた雪が何もなくなつておるから、皆さんわからぬですよ。やはり雪のあるうちに雪のあるところへ行つて、働いておる人たちはどんなに苦勞しているかということを目で見ることが、人事院の方の中にあるのではないかと。そういう点では、調査を要望しながら、特殊給に対する考え方もある。この際やつておく必要があるのではないかと、こういうふうに考へておられます。

それから、特殊給に入りましたので、防衛庁の方に一つお聞したいのですが、防衛庁は一二%くらいといつたが、一般公務員よりも割増ししてもらつた。しかし、内容からすれば、一二%昇給したというが、どんな労働形式になつておつて、部内においてはかなりに不平というが、不公平だといふ声があると聞いておるが、実情はどういうふうになつておるのですか。時間がありませんから、なるべく簡単に……

○小野政府委員 お話しした自衛官の俸給表の中に入つておられます調整率というものが、本年は一二%入つて計算されておられます。お話しのように、これは一般職におきましては超過勤務手当があるわけでありまして、自衛官につい

ては、二十四時間働かして、祝祭日働かして、全然超過勤務手当あるいは宿日直手当がございませぬ。そういうふうな意味で初めから一二%入つておられるわけでありまして、これが他の一般職に比べてどうかというようない問題、それから今お話しした、部内においても働いた者と働かない者との差がどうかというふうな問題についてお話しでございますが、この制度につきましては、現在自衛官の諸君はすべてこれで納得してくれておる。別に、これが多い少ないということについては意見はあるかもしれませんが、いわゆる不公平である、中でバランスがとれないといふような声はない、こういうふうに承知しております。

○石山委員 この前の臨時国会でしたか、閉会中だかにもお聞きしたんですが、帰郷旅費の問題です。これは今年度調べてみますと、あなたが御答弁したよりもふえておらぬ。実際からいへば、この分ではいけば何かかんか文句を――文句というわけじゃないですが、理屈をつけて手当をつけたいというふうなことになるか、ないと思ひますが、それでは委員会であなかが話したことがかなり違つた、やり方もよくないんじゃないか。実際上この問題を實施した場合に不合理性が出てくるんじゃないか、こう思つて心配して居るわけなんです。いざれ設置法等での問題も少し詳しく聞かして、あなたから資料等も求めてお話ししたいと思ひますが、私はそういうふうに考へておられます。それから警察官の方はどなたか来て

いろいろ聞いてたわけでありまして、けれども、聞いてみますれば、これは皆さんに偏向教育を受けておられるからかわれておるのでありますけれども、今度の勧告が非常に複雑な形になったということも、これは昇給の率とか格差とかいう問題からいえば、なるほどという点もございまして、五十人の点についても、まあまあこれは大企業に比べた場合にどうか、あるいは小企業の方が最近では給与の改善率が多いのだということも聞きますと、またそれはどうかというよりなこと、率直に申しまして、いろいろ迷いがあるのであります。しかし、私の最初の直感、今お話しした点と当たっておりますから、そういう点はやはり今後も根本的に持ちまして、そうしてこの次の勧告の際には、十分な検討の上、できるだけ大胆に、われわれの誠実な正しい意見と、ところを差し出したい、こういう覚悟でございます。

○石山委員 さっきの特殊給等の問題について、もう一つ私の考え方を申し上げておきたいと思いますが、われわれの生活の一つの体験としては、第一に食生活、着物を着ること、その次は住、住まいでございます。これは労働大臣もおいでになるのですが、エングル係数のとり方にいろいろ問題があると思っておりますが、住の問題もなっております。日本のエングル係数というものは、諸外国の内容とはかなり違つた内容にあると思はれます。エングル係数が最近よくなつた、低くなつてよくなつた、こういうことを労働省あたりで盛んに流布しておられるけれども、そういう点ではあ

たたかみのある資料収集に欠けておるのではないかと、こう思っております。そこで、生活様式の中の住の関係、公務員給与についてというよりも、一般の労働者が、最近人事院の特殊給に對しては右へならえをやつておられるわけですが、たとえば地域手当、薪炭手当、寒冷地手当、こういうものはほとんど右へならえです。ですから、ここで、たとえはせんだつてのような豪雪がありましたね。その場合における除雪費とか、家の構造、これは東京だと三寸五分か三寸くらいの柱でうちが建つけれども、向こうは五寸くらいないと二階建のうちはできない。それからつけものは、薪炭の置き場、こういうようなものは、東京の近所、関東から南だと、やや外に置いても間に合ふ。だけれども、豪雪地帯になりますと、全部困いの中に置かなければならない。いわゆる建物の並に置かなければならない。ですから、貧乏なせに大きなうちを持たなければならぬという一つの宿命的なあれがございます。うちが大きいと、雪が一ぱい降るから、除雪費用がかかってくる。こういう点で、特殊給の中における豪雪地帯の寒冷地、薪炭、この給与の問題等も、公務員というふうに限定をつける必要もあるけれども、最近特殊給については人事院の調査が正確だといふので、民間もほとんどならつておる。こういう点を考へながら、人事院としては、何かこの問題を取り上げるのはおつくりだといふふうに最近まではなつておりました。あんなに雪が降つちやあつくりだといふ手をかけないわけにいかぬでしよう。しかも、信頼すべき日本の氣象庁によれば、今度は周期に来て毎年

毎年雪が降るだらう、寒くなるだらうといふのでございまして、ことし一年ならば私もあえて豪雪という言葉を使わぬでもいと思ひますけれども、それが続くとすれば、豪雪対策、災害対策でも一生懸命やつておる通り、これを考へておらう必要があるのではないかと。私は人事院の方に望みたいことは、だれか調査員を出さなければならぬ。春になれば、人間を苦しめた雪が何もなくなつておるから、皆さんわからぬですよ。やはり雪のあるうちに雪のあるところへ行つて、働いておる人たちはどんなに苦勞しているかということを目で見ることが、人事院の方の中にあるのではないかと。そういう点では、調査を要望しながら、特殊給に対する考え方もある。この際やつておく必要があるのではないかと、こういうふうに考へておられます。

それから、特殊給に入りましたので、防衛庁の方に一つお聞したいのですが、防衛庁は一二%くらいといつたが、一般公務員よりも割増ししてもらつた。しかし、内容からすれば、一二%昇給したというが、どんな労働形式になつておつて、部内においてはかなりに不平というが、不公平だといふ声があると聞いておるが、実情はどういうふうになつておるのですか。時間がありませんから、なるべく簡単に……

○小野政府委員 お話しした自衛官の俸給表の中に入つておられます調整率というものが、本年は一二%入つて計算されておられます。お話しのように、これは一般職におきましては超過勤務手当があるわけでありまして、自衛官につい

ては、二十四時間働かして、祝祭日働かして、全然超過勤務手当あるいは宿日直手当がございませぬ。そういうふうな意味で初めから一二%入つておられるわけでありまして、これが他の一般職に比べてどうかというようない問題、それから今お話しした、部内においても働いた者と働かない者との差がどうかというふうな問題についてお話しでございますが、この制度につきましては、現在自衛官の諸君はすべてこれで納得してくれておる。別に、これが多い少ないということについては意見はあるかもしれませんが、いわゆる不公平である、中でバランスがとれないといふような声はない、こういうふうに承知しております。

○石山委員 この前の臨時国会でしたか、閉会中だかにもお聞きしたんですが、帰郷旅費の問題です。これは今年度調べてみますと、あなたが御答弁したよりもふえておらぬ。実際からいへば、この分ではいけば何かかんか文句を――文句というわけじゃないですが、理屈をつけて手当をつけたいというふうなことになるか、ないと思ひますが、それでは委員会であなかが話したことがかなり違つた、やり方もよくないんじゃないか。実際上この問題を實施した場合に不合理性が出てくるんじゃないか、こう思つて心配して居るわけなんです。いざれ設置法等での問題も少し詳しく聞かして、あなたから資料等も求めてお話ししたいと思ひますが、私はそういうふうに考へておられます。それから警察官の方はどなたか来て

いろいろ聞いてたわけでありまして、けれども、聞いてみますれば、これは皆さんに偏向教育を受けておられるからかわれておるのでありますけれども、今度の勧告が非常に複雑な形になったということも、これは昇給の率とか格差とかいう問題からいえば、なるほどという点もございまして、五十人の点についても、まあまあこれは大企業に比べた場合にどうか、あるいは小企業の方が最近では給与の改善率が多いのだということも聞きますと、またそれはどうかというよりなこと、率直に申しまして、いろいろ迷いがあるのであります。しかし、私の最初の直感、今お話しした点と当たっておりますから、そういう点はやはり今後も根本的に持ちまして、そうしてこの次の勧告の際には、十分な検討の上、できるだけ大胆に、われわれの誠実な正しい意見と、ところを差し出したい、こういう覚悟でございます。

○石山委員 さっきの特殊給等の問題について、もう一つ私の考え方を申し上げておきたいと思いますが、われわれの生活の一つの体験としては、第一に食生活、着物を着ること、その次は住、住まいでございます。これは労働大臣もおいでになるのですが、エングル係数のとり方にいろいろ問題があると思っておりますが、住の問題もなっております。日本のエングル係数というものは、諸外国の内容とはかなり違つた内容にあると思はれます。エングル係数が最近よくなつた、低くなつてよくなつた、こういうことを労働省あたりで盛んに流布しておられるけれども、そういう点ではあ

たたかみのある資料収集に欠けておるのではないかと、こう思っております。そこで、生活様式の中の住の関係、公務員給与についてというよりも、一般の労働者が、最近人事院の特殊給に對しては右へならえをやつておられるわけですが、たとえば地域手当、薪炭手当、寒冷地手当、こういうものはほとんど右へならえです。ですから、ここで、たとえはせんだつてのような豪雪がありましたね。その場合における除雪費とか、家の構造、これは東京だと三寸五分か三寸くらいの柱でうちが建つけれども、向こうは五寸くらいないと二階建のうちはできない。それからつけものは、薪炭の置き場、こういうようなものは、東京の近所、関東から南だと、やや外に置いても間に合ふ。だけれども、豪雪地帯になりますと、全部困いの中に置かなければならない。いわゆる建物の並に置かなければならない。ですから、貧乏なせに大きなうちを持たなければならぬという一つの宿命的なあれがございます。うちが大きいと、雪が一ぱい降るから、除雪費用がかかってくる。こういう点で、特殊給の中における豪雪地帯の寒冷地、薪炭、この給与の問題等も、公務員というふうに限定をつける必要もあるけれども、最近特殊給については人事院の調査が正確だといふので、民間もほとんどならつておる。こういう点を考へながら、人事院としては、何かこの問題を取り上げるのはおつくりだといふふうに最近まではなつておりました。あんなに雪が降つちやあつくりだといふ手をかけないわけにいかぬでしよう。しかも、信頼すべき日本の氣象庁によれば、今度は周期に来て毎年

毎年雪が降るだらう、寒くなるだらうといふのでございまして、ことし一年ならば私もあえて豪雪という言葉を使わぬでもいと思ひますけれども、それが続くとすれば、豪雪対策、災害対策でも一生懸命やつておる通り、これを考へておらう必要があるのではないかと。私は人事院の方に望みたいことは、だれか調査員を出さなければならぬ。春になれば、人間を苦しめた雪が何もなくなつておるから、皆さんわからぬですよ。やはり雪のあるうちに雪のあるところへ行つて、働いておる人たちはどんなに苦勞しているかということを目で見ることが、人事院の方の中にあるのではないかと。そういう点では、調査を要望しながら、特殊給に対する考え方もある。この際やつておく必要があるのではないかと、こういうふうに考へておられます。

それから、特殊給に入りましたので、防衛庁の方に一つお聞したいのですが、防衛庁は一二%くらいといつたが、一般公務員よりも割増ししてもらつた。しかし、内容からすれば、一二%昇給したというが、どんな労働形式になつておつて、部内においてはかなりに不平というが、不公平だといふ声があると聞いておるが、実情はどういうふうになつておるのですか。時間がありませんから、なるべく簡単に……

○小野政府委員 お話しした自衛官の俸給表の中に入つておられます調整率というものが、本年は一二%入つて計算されておられます。お話しのように、これは一般職におきましては超過勤務手当があるわけでありまして、自衛官につい

ては、二十四時間働かして、祝祭日働かして、全然超過勤務手当あるいは宿日直手当がございませぬ。そういうふうな意味で初めから一二%入つておられるわけでありまして、これが他の一般職に比べてどうかというようない問題、それから今お話しした、部内においても働いた者と働かない者との差がどうかというふうな問題についてお話しでございますが、この制度につきましては、現在自衛官の諸君はすべてこれで納得してくれておる。別に、これが多い少ないということについては意見はあるかもしれませんが、いわゆる不公平である、中でバランスがとれないといふような声はない、こういうふうに承知しております。

○石山委員 この前の臨時国会でしたか、閉会中だかにもお聞きしたんですが、帰郷旅費の問題です。これは今年度調べてみますと、あなたが御答弁したよりもふえておらぬ。実際からいへば、この分ではいけば何かかんか文句を――文句というわけじゃないですが、理屈をつけて手当をつけたいというふうなことになるか、ないと思ひますが、それでは委員会であなかが話したことがかなり違つた、やり方もよくないんじゃないか。実際上この問題を實施した場合に不合理性が出てくるんじゃないか、こう思つて心配して居るわけなんです。いざれ設置法等での問題も少し詳しく聞かして、あなたから資料等も求めてお話ししたいと思ひますが、私はそういうふうに考へておられます。それから警察官の方はどなたか来て

容あるいは意見の内容につきまして、指揮監督をするという事は適当でないと思ひます。

○受田委員 人事院の行政機関としての監督権の行使は政府にはないわけですか。

○大橋國務大臣 行政機関としては、当然、總裁の任命その他政府が権限を持つておりますが、しかし、人事院が給与に關連し、あるいは公務員の勤務条件に關連して行なう意見の決定、そういうもの内容については、政府が監督指揮すべきものではない、こう思ひます。

○受田委員 要するに、人事院は政府の行政機関としては、今お言葉が出ましたが、いわゆる第三者の独立の権能を有する機関と見て、政府のこゝろから容喙を許さざる独立の性格を有する機関であると認めてよろしゅうございませぬ。

○大橋國務大臣 職務上独立という機関だと思ひます。

○受田委員 そうした純粋な職務上の独立機関で検討を加えて、国家公務員法の規定に基づく勧告が行なわれた。その行なわれた勧告を忠実に実行することが政府の任務であるという事は、これは間違ひありませんね。

○大橋國務大臣 その通りでございます。

○受田委員 そこで、今回の人事院勧告を政府部内で行つた検討をして、実施期を結局人事院の勧告よりも五カ月もおそくこれを実行に移すことにしたという事は、人事院の勧告をこの基本的な実施期について尊重しなかつたという結論が出ますね。

○大橋國務大臣 これは、政府の政治的責任においてさよりに決定したのでございませぬが、しさいに言へば、その限りで、人事院の勧告と時期的には明らかに異なつておりますから、その点は尊重することができなかつたと言へると思ひます。

○受田委員 人事院勧告の大きな柱、それは給与の額と、それから実施期とがあると思ひます。その大事な一本の柱が全然尊重されない。実施をおくらせていくというのだから、半分尊重したと言へば言へぬことではないのです。その点においては尊重していい。こういうことになると、人事院勧告を原則的に尊重した政府提案の給与関係法案という事は言へないわけですね。

○大橋國務大臣 尊重した部分もございませぬから、やはり尊重したものだと思ひます。

○受田委員 尊重した部分があつたと言つたつて、これはやはり実施期という大事な柱を一本引き抜いて尊重したという言ひ分は、私は成り立たないと思ひます。だから、人事院勧告を給与額においては尊重したが、実施期においては尊重していい、こういう片手落ちの政府提案ということになるわけですね。これはもうだれがどう言おうと、そういうことになるわけですね。あなた御自身もそういうことをすなわに御答弁になつたのですから。そこで、せつかつ今独立機関として存在している人事院のこの機関を、政府がとにかく曲りなりにでもそのほとんど全部を尊重して、多少一カ月か二カ月かのずれがあるというなら、これは言ひわけも成り立つてしょう。とにかく何らか

の形で、人事院という機関が存在する限りは、これを尊重するという建前をとつておかれたい、独立機関の面目にも關するし、政府もまたそういう独立機関を容認しておられる立場から、政府の威信にも關する問題だと思ひます。

公務員の側に立つて見ても、まあ十分ではないけれども、人事院がその機能を十分發揮して調査してくれたその数字に、これならやむを得ない、ついでにこうかという動きもはつきり見られるわけでございますから、せめて人事院勧告を完全に実施するという方向に政治的配慮をすることが、私は政府の責任だと思ひます。この原則がこわされるに、公務員は、団体交渉権もなければ罷免権もないその立場を、ただ一つの政府独立機関ががんばつてくれおる、この要求さえも通さないといふことになれば、一体天下の公務員はどことなればいかにといふ問題が起ると思ひます。政府はすなわに人事院勧告を完全実施に移すという慣例をこの機会から行なつてもいいかと思ひます。大橋さんのような非常に良識を持つた國務大臣によつて閣内を十分率いていただいて、担当國務大臣として、給与を受け持った以上は、おれの生命をかけてもがんばるんだ、人事院を尊重するんだ、国家公務員を守るんだという立場を貫いていただきたかっただけで、御努力は相当されておるよりに何つたのですが、努力むなしくついに敗退したという結論ですね。

○大橋國務大臣 まことに残念しごくでございますけれども、仰せのような結果でございます。

○受田委員 ついに敗退を余儀なくされたという御答弁だ。私は、これは予算措置その他予算支出の技術面における問題等で、政府の熱意いかんによつてすぐ解決する問題だと思ひます。この点は今回の政府のとられた措置には賛成ができません。そして、せつかつ佐藤總裁を迎えて、新陣容でこれからがんばろうとしておるこの人事院の機能に對しても、何らかひびが入りそうな気がして、人事院何ものぞといふような印象を政府が国民に与えておるような懸念もあるわけですから、總裁としても、この点非常に不満足な意思を表明しておられる。總裁、勧告された柱の一本が引き抜かれたこの実施案については、はなはだ遺憾であると思つておられるか、ある程度満足しておられるか。

○佐藤(遺)政府委員 お答えを要しないことだと思ひますが、まことにこれは残念なこと、この間もここで私申し上げた通りであります。

○受田委員 その通りすなわに独立機関がおつちやつておる。その意味で、私は、政府提案に對して非常に遺憾の意を表明しておきます。そこで、今度掘り下げたお尋ねであります、人事院の勧告案を給与額においては一応お認めになつておられるのであります、初任給の点で、人事院の出された案と比べて、現実の政治的な配慮から見て、新しい職員を採用する段階としては、ある程度の引き上げを努力すべきではなかつたか、政府案の中にそれを織り込むべきではなかつたかという印象も、われわれとしては受けるわけです。この点は、政治的配慮から見て、労働大臣のお立場もあるわけですが、新たに学校を出た者などを採用する段階で、ある程度の配

慮をする原案をお出しになる必要はなかつたのですか。

○大橋國務大臣 初任給につきましては、実施の機関においてもいろいろな意見があるようでございませぬ。しかし、政府といたしましては、給与の問題につきましては、極力人事院勧告を尊重して、これを基礎として実行に移していくという立場をとつておりますので、人事院の勧告をそのまま法案の内容として御提案申し上げた次第であります。

○受田委員 初任給の算定基礎といふものは、標準生計費その他いろいろやつておられるわけですが、これは東京都における青年男子の標準生計費といふものの方で、これは人事院の方にもお尋ねしたいのですが、この立て方の中に近代的な文化生活の部分があるのか、加味されておるか、また、その近代的な文化生活の部分は今後どういふふうに見ようとしておるか、傾向も含めて御答弁願ひたい。

○瀧本政府委員 人事院が標準生計費を算定いたしますときには、民間におきます一般の消費事情を映す、その平均的な姿を映すといふこととございませぬので、従ひまして、一般の消費事情において文化度が高くなつてくるという事に相なりますれば、これは当然人事院の標準生計費に反映をいたす。これを特に一歩出まして、文化的であるべきであるといふような要素は、これに入れておられません。

○受田委員 かくあるべき姿の文化生活部分といふものを、一つの新しい給与体系のワクの中に考えた初任給といふものを考へてもいいのではないかと。これはマーケット・パスケット方

式と関連する問題であります。だんだんと国内の一般的情勢が落ちついてきたこの段階で、公務員としての教養を高める上からのそういう文化生活部分が、配慮される初任給決定というものを必要とすると思う。この点は要望申し上げておきます。

なお、ここで俸給表を拝見して、行政職(一)と(二)の問題であります。この(一)の中に、行政職俸給表(一)に当然入れるべき性格のものが新しく発生してないか。職種の面で、なお、今後こういうものは検討の対象になるものだ、行政職(一)に入れるかどうか検討すべきものではないかという職業があれば、お伺い申し上げます。

○瀧本政府委員 これは国会におきましても、また各方面から、行政職俸給表(一)の適用職員の問題につきまして、従来種々な御批判があったところであり、人事院といたしましては、一昨年の勧告におきまして、タイプストあるいは統計機器操作員、パンチを操作している人々、こういう仕事は、現在におきましては、単に機械的業務というよりも書記的業務——行政(一)の適用を受けます補助職員の色彩が非常に濃いと、タイプストあるいはパンチャーというようなものを、行政(一)の俸給表に適用がえにすることを適当であるという趣意を申し上げました。これは御承認されたわけでありまして、現在の行政(一)の中における職種について何かないかというお話ですが、これは絶えずわれわれは検討しなければならぬと思っております。現にことしの公務員の実態調査等におきましては、従来よりもより一そう行政(一)の適用職員の職種を

十分調査いたしたいと考えてまして、その調査の結果に基づきまして、必要のあるものは移しかえらる。しかし、現在何が移しかえらるに相当であるという案を持っておりません。ただ、現在われわれは、一つの職種というよりも、ある人が一つの職種としてとらえられておられる場合においても、なおかつ、これは行政(一)が適当であるというより、これは個人別に俸給表の適用がえをいたすということ、絶えず努力して参りたいと思っております。

○受田委員 行政(一)の中に入っておられる人たちの中で、高度の知性を必要とする——ある程度秘書的な役まで果たすような運転手などの地位というものは、十分配慮の中に入れておくべきものではないか。たとえば局長クラスの自動車の運転手、国会の部長以上の、あるいは国会議員の運転手、こういうものを含めた、つまり、ある程度政治的な、あるいは知的な感覚を必要とする、あるいは職業も、配慮する対象にすべきではないか、かように思っております。

○瀧本政府委員 御指摘の点等につきまして、今後十分検討いたして参りたいと思っております。先ほど申し上げましたように、行政(一)の適用職種につきましては、より一そう従来よりも拡充する方向で研究いたしてみたいと思っております。

○受田委員 なお、教育職の三本の俸給表でございますが、この教育職(一)の一等級、すなわち、大学の学長の俸給表でございますが、これを今度特別の法律を出しになっておられるので、今後この俸給表の適用は学長の場合はどういう形でやられるのか、御答弁を願います。

○瀧本政府委員 ただいま御指摘の通りに、七大学総長認証官問題というものがございまして、教育職俸給表の等級の中からそういう方々が抜けるわけでございます。しかし、現に大学の学長という方は七十何人おられて、一部の方が抜けても、この俸給表は依然としてそういう方々に適用されておるといふことは変わりないのでございまして。従いまして、今直ちに教育職俸給表の等級をどうするかというふうなことを考えておられるわけではございせんが、この問題は十分将来にわたって研究をしなければならぬというふうに考えております。

○受田委員 国務大臣の大橋さん、これはあなたの政府の文部省から変な法案が出たために、給与体系上非常に混乱が起つてきたわけだ。学長になつてまじめに長期勤務しても、一号、二号としか上がっていかぬ。しかも、東京大学や京都大学に勤務しておれば、最初から国務大臣並みの給与をもらうというふうな、そういう給与体系を混乱させるような形で俸給表が出されておる。これはどこの学校に勤務する者が何号俸給適用するといふような形でお出しになるならば、筋が通るのですが、そういう形はとれなかつたのですか。

○大橋国務大臣 御承知のごとく、今般の大学の学長のうち、特殊の国立大学に関するものにつきましては認証官に相なることになりました。従いまして、その俸給につきましては、むしろ特別職に準じた形で定めるべきだという考え方でございまして、この俸給表とは考へ方が違つておるものと存じます。

○受田委員 この特別職の職員の給与に関する法律の改正が出ておるので、それが、別表(三)とか(二)とかもしくは別表(三)の中に、国立大学の総長、学長というふうな形でお入れになるなら筋が通りますね。単独法としてお出しになって、給与体系もそれらの方で新しい系列を生むということは、給与体系を混乱させるわけですか。

○大橋国務大臣 もともと教育職全体の考え方は、特別職の給与というふうな考え方は、いたしておりますが、しかし、形式的にはやはり一般職というところでございますので、現在提案しておられますような形をとらざるを得なかつたわけでございます。

○受田委員 一般職ということなら、教育職俸給表(一)にそれを入れればいじやないですか。それで十分間に合ふじやないですか。

○大橋国務大臣 理屈としては確かにそれでいいと思つております。ただ、この法案は、昨年の給与の勧告に基づきまして出された法案を、今国会においてもそのまま出したわけでございます。また、大学総長の問題は、認証官制度とともに今国会になりましてから出てきた問題でございますので、そういういきさつからいって、こうした取り扱いになつたのでございまして、理論的には先生のおっしゃるような扱いで一向差しつかえないだらうと思つております。

○受田委員 早晩教育職(一)の中にこれを取り入れて、体系を正常に戻すという考へがありますか。

○受田委員 多年学長として精励されている学長であれば、誠実で学生の信頼を得る学長であれば、その人が今度の特別措置の号俸適用者になるというふうな道を開く方が、筋が通ると思つておる。東京と京都に勤めている国立大学の学長だけを特別措置をするとか、七つだけを特別措置をするというふうな、こういう旧官制制度の復活のような印象を与えないで、国立大学という立場からは同一に見て、その中で、能力もあり、精励奮闘する人を特別に簡抜して、十八万にすることができるとか、十六万にすることができるとか、この一般職の俸給表に入れて、希望を与えてがんばつてもらふような形であれば、私は筋が通ると思つておる。これは給与体系を混乱させる新しい事例、新しい派閥がここに生ずる。これは大臣の御答弁では、検討する時期がくる、こうおっしゃつたので、あなたの政治力によつて、この文部官僚の強引なる作戦を粉砕していただきたい。

次に、教育職の俸給表(一)の改正案について、今度自民党の内部に修正案を提出する向きがあるやに漏れ承つておるのでございまして、この点につきましては、これまた問題が一つあるわけですが、それは中、小学校に勤務する教員の場合は、校長や教頭になる機会が多いという事実もございまして、校長、教頭、高校の長期間勤務職員を、校長、教頭になる機会が少くない職員を優遇するという点については、これは私、長期間勤務された高校職員についてそういう措置をされるということについては、原則として共鳴します。それと同時に、問題は、中、小学校に勤めている長年月の勤務の職員について、校長にも

原原則として共鳴します。それと同時に、問題は、中、小学校に勤めている長年月の勤務の職員について、校長にも

教頭にも、いわゆる管理職になり得ない精勵格勤する先生たちに対して、二十五年とか三十年とか長期間勤務者に対して、校長、教頭とのアンバランスができるのでございまして、一方は校長、教頭に簡拔されておる、一方は簡拔されない。こういう場合に、せめて一号俸程度の特別措置をとるような配慮をすることは、多年教育に精勵した職員に報いる道じゃないかと思うのですが、大臣、いかがお考えでございしょうか。

○大橋國務大臣 御趣旨については同感でございまして。運用に際しましては十分留意いたしたいと存じますが、実際問題としては、教育職、ことに小、中学校の場合は、先生の身分が地方公務員の場合が多いのでございまして、御趣旨の点も十分自治省に連絡をいたしておきたいと存じます。

○受田委員 これは人事院規則で定めるとか、あるいは法律の俸給表の改正で特別規定の措置をとるとか、こういう形でない、地方公務員に波及することができないわけでは、地方公務員は、国家公務員に準じた、そういう原条例による給受を受けるわけでは、自治省とも相談をせられ、りっぱな結論が得られるように、御努力を大橋大臣にお願いしておきたいと思ひます。

きよらは時間を早く切り詰めるために御協力申し上げますが、防衛庁職員に給与改正案についてお尋ねをいたします。

これは一般職と関連をしますので、適宜國務大臣にも御答弁願ひますが、私は今度の改正案の中で前から疑義を持っておったことで、今なおそれが残

されておる問題があります。それは、この俸給表の中に事務次官、それから議長、参事官の俸給表があるわけです。この議長というのは、身分は自衛官であります。自衛官の身分が、一般シビリアンの身分を持つ人の中へ一つだけ入っているというこの特例は、どういふところに原因があるのか、今回もこれは是正されておらないのでございまして、自衛官の給与体系と文官の給与体系を混乱させる原動力がここにひそんでおると思ひます。

○小野政府委員 統合幕僚會議の議長は、自衛官のうちでも特殊な地位を占めておると申しますか、職責を持つておるわけでありまして、いわば自衛官の最高位の者として、三自衛隊に関する総合的な面において長官を補佐いたすわけでありまして、その意味においては、いわゆるシビル・コントロールの内局の補佐の長である事務次官と、担当の分野は違ひますが、同じく特殊な地位にある者として、一般の自衛官の俸給表からははずして、次官と議長を別に定めておる、こういう実情でございまして。

○受田委員 防衛庁の關係職員に給与体系をきざせんとしめるためには、自衛官俸給表の中へ、統合幕僚會議議長たる者の俸給という一項を入れて、自衛官の中へ入れていくことが、私は筋が通ると思ひます。議長が特殊の任務を持つておったとしても、それは文官に波及するよりな形のものではないわけなんです。一切三軍に關係した仕事をなさるわけでは、自衛官俸給表の中で、当然議長たる陸海空將の俸給という一項を、陸將、海將、空將のこの階級の一番トップへこれを掲げて

いくのが、筋として通るのじゃないでしょうか。

○小野政府委員 お話のような考え方もできるかと思ひますが、私どもは、ただいまのところ、今の建前ではよろしいのではないかと考えております。

○受田委員 議長という、何だかこだけ見ると自衛官でない印象を受けるのです。これはれっきとした自衛官ですから、一切政治的な一般行政の方を担当するわけじゃないのですから、純然たる自衛官です。従つて、もし議長が自衛官でないものであれば、ほかの文官をもつて充てたいといわけですから、この俸給表を文官と武官、自衛官とはっきり區別する意味でも、私は、体系をはっきりさせる上からは、どうしても自衛官のトップへこれを掲げるべき性質のものだと思ひます。これは十分一検討しておいてもらいたいと思ひます。

そうしてもう一つ、事務次官と議長の俸給が、一般の行政職(一)の等級の俸給と、いつも少し違つておるのです。十二万八千円と十一万二千九百円と相違があるわけでは、この十二万八千円と十一万二千九百円の關係、及び統合幕僚會議の議長と陸海空將の甲号俸給表の最高俸十一万九千七百円との給与の比較検討を御説明願ひたい。

○小野政府委員 初めの問題に返ります。その原因があるわけでありまして、この点につきましては、議長、事務次官につきましては、一本の俸給でござい

して、昇給ということがないわけでありまして、そういう特殊な考慮がありま

すために、議長も事務次官、参事官と一緒の俸給表に入つたわけでありまして、この点については、別に自衛官の方へ入れる余地があるかないかということ、今後検討はいたしたいと思ひます。

○受田委員 いま一つ、自衛官の給与關係ですが、自衛官は超過勤務など、演習などで夜を通してやる場合がある。それから東京におろると地方にお

ろると、同じような勤務の形態であるので、地域給、暫定手当というものがないわけでは、その超過勤務の部分が、従来本俸へ最初のころ一三・八%含めておつた。今はそれがどういふ算定基礎になつておるか、御答弁願ひます。具体的な例をあげて。

○小野政府委員 お示しのように、従来自衛官の俸給額を算定いたします基礎内訳といたしまして、一応基準俸給というものを、これは公安職あるいは一般行政職の俸給のちようどいふところをとりまして、それに一三・八%という調整率をかけて加えたものが、そのほかにもございまして、俸給の月額になつておつたわけでは、その一三・八が三十五年の改正で二・五になり、三十六年の改正で二・五が一三・二になりました。今回お願いしております新しい俸給表では、ちようど二・二という数字が入つておるのであります。この変わりました理由であります。これは、期末、勤勉手当がその給与改定のつど増額をせられまして、実はこういう種類のものが期末、勤勉手当の方にほね返つてやちようど、期未、勤勉にはね返つた分だけ引いたらどうか、こういうような考え方から、期末、勤勉手当が一カ月とか〇・何カ月とかふえますのに伴ひまして、一三・八が一三・二まで参つておる、そういう状況でございまして。

○受田委員 これは掘り下げて算定方式をお尋ねする時間ありません。これはなかなか大事なところなんです。これは、今御説明の部分で、給料を受け

る額においては同じことになるわけ

すね。そのことで一応了解をさせてもらいましょう。

いま一つ、防衛庁の関係で、航空機に乗られる人の立場からくる航空手当及び落下傘手当など、またはジェット機に乗る特別手当が出ておる。最近のように犠牲者が非常に多い、ジェット機被害者だけでも、ジェットが発足以来すでに五十名をこえておるといわれておるわけですね。こういう方々の殉職された場合の手当は、最近の事例でどのくらいのものをお願いしておるのか、その遺族を補償するに足る形になっておるのかどうか、御答弁願います。

○小野政府委員 こまかい数字を待つて参りませんでしたので、恐縮でございますが、概略を申し上げますと、パイロットの殉職された場合には、一般の公務員が受けます公務災害補償法の規定と同じ規定でございます。これによりまして、俸給のちよと千日分というものが支給されるわけでございます。これは一般の公務員が殉職された場合と全く同様でございます。そのほかに、特にパイロットの関係として申上げますならば、ジェット・パイロットの場合には、これが不幸にして殉職をいたしました場合には、特別弔慰金といたしまして、その原因のいかんを問わず、百万円のお見舞を差し上げておられます。そのほか、特にこれらの関係ではございませぬが、部内のお互いの職員同士のお見舞であるとか、あるいは不幸のお見舞であるとかはございませぬけれども、正式のものとしてはその程度でございませぬ。

○受田委員 公務災害補償法の千日分という数字ですが、これは階級によって違いますか。
○小野政府委員 これはその人の俸給の一日分の千日分でございますので、階級によって違い、人によっても違うわけであります。
○受田委員 少なくとも犠牲者となられた立場の人には、階級は思給その他で差がつくわけでございませぬから、見舞金として一律のものもあるようございませぬが、特に危険を予知した職務に従事するわけでございませぬから、その階級差を圧縮して、下級の者にも十分上級の者の受ける給与に近い殉職手当を支給するような、そういう考案をされる必要はないでしょうか。導人生命においては階級差を無視した形で支給されることが、自衛隊の家族に報いるのだと思うのですが、長官でもいいますか。
○小野政府委員 ただいまの公務災害補償法に基づきます防衛庁職員給与法でございますが、もとは公務災害補償法でございます。この方はあらゆる職場、職種を通じて、同じようにその人の給与をもとにして支給されておるわけでございませぬ。これは私の方で今変えていただく考えはございませぬ。ただ、別にジェットの殉職者に対する特別弔慰金という形のもの、階級のいかんを問わず、同額の百万円でございます。また、本年の予算をお願いしておるのでございませぬが、そのほかに、ジェット以外のパイロットの殉職につきましても、多少金額の差はございませぬけれども、別にお見舞をいただくように予算をお願いしてございませぬが、この方が実現になりました

場合にも、これは当然階級のいかんを問わず同額でお見舞を差し上げる、こういう建前でございます。

○受田委員 もう一つ、防衛庁に問題があるのですが、四十三才で下級の者は停年になります。そして他の職場に行こうとしても、自衛隊から転進するといつてもなかなか容易でない。職場はありませぬよ。そういう場合に、共済組合年金受給年令を引き下げるとか、若年停止規定を定めるとか、こういういろいろな配慮をされておると伺っております。そういうアフターのサービスについての防衛庁の態度、就職あっせん、その他の問題等を含めて御答弁願います。

○小野政府委員 ただいま自衛官は、お話のように若年の停年がございませぬ、曹の階級、一番下の階級では四十才が停年でございます。これは来年度から四十三才に引き上げたといわれておるのであります。そういう四十とか四十五というような停年該当者が多々ございませぬ、今日の段階におきましては、まだその該当数は数千名でございますが、十年先には数千名ということもあるわけであります。これは非常に大きな問題でございませぬ、私もとしましては、こういう方々の将来停年退職後の問題について、今からいろいろ頭を悩めておるわけでございませぬ。その対策をいたしましては、一つは、働けるだけ働いてもらうという形の一つの停年延長という考え方がございませぬ。また一つには、やめる前にいろいろと新しい職場へつとめたための準備の教育といひますか、力をつけてやるというような趣旨の職業教育でございませぬ。こうしたようなこ

とも人によつては必要であらうということ、これは若し任期制の隊員はもちろんであります。停年制のある中堅あるいは下士官の諸君に、そういう教育を施したいと計画はいたしてございませぬ。それから就職あっせんにつきましても、また十分ではございませぬが、いろいろと検討を進めておられます。

○受田委員 大蔵省主計局の給与課長がおられるわけですが、ちよと一緒に御答弁願いたい。政務次官でもけっこうです。お尋ねする問題は、恩給とか共済組合年金、こういうものの受給資格を持って他の方へ転職するということ、大蔵省の天下り人事で公庫、公団等へ御勤務された場合は、これは格別の恩典に浴されるわけでありませぬが、ほかのところはなかなか思ふようにはいかないというわけで、恩給あるいは共済年金を受け取る人の若年停止規定というものは、これはもう五十五才から金額もらうというところを、恩給法にも波及させて実行するといふ形をおとりになる筋合いのものではないですか。若年停止規定が五十五から先に残っているというところは、これは筋合いとしては、公務に従事した人に対して、退職後も、その点において在職中の公務に報いる給与の延長というものが制度的にできておる以上、若年停止規定というものを五十五から先に波及することは問題だと思ふのです。

○平井總政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、減額年金制度によりまして減額年金を受けておられます場合に、なお五十五才を過ぎましてもそのまゝの金額であることは不当ではないか、そういう御趣旨の御質問かと存じます。そういうふうな解して答弁させていただきます。

だまますならば、現在の国家公務員共済組合法なり、あるいは三公社の場合等でも同じでございますが、一応現在の考え方といたしましては、全体としての年金給付なり一時金給付を受けるべき公務員のグループを一つといたしまして、保険計算をいたしてございませぬ。それによりまして、現在の保険共済年金なり一時金の受給ができるような制度をとり、一方においては、その財源率については平均率等を算定いたしておるわけでございませぬ。ただいまの減額年金制度は一応そういうふうにして計算しました。退職年金につきましても、保険数理上妥当な減額率をもつて計算したわけでございませぬ。もし先生の御指摘のような点につきましても、かりに五十五才になれば減額年金制度をもつての制度に引き直して減額の給付をするといふことになりませぬ。これは、財源率においてある程度の考慮を払ふ必要等も出て参るかと思ひます。従いまして、制度としては確かに御指摘のような点もあろうかと思ひますが、今直ちにそういう制度に移行するといふことも、非常にむずかしい問題があるといふふうに考えます。

○受田委員 恩給法には、六十才とか六十五才とかいう若年停止規定がある。六十や六十五になって若年も何も撤廃した方が筋が通りますね。これは国務大臣も御答弁願います。
○平井（總）政府委員 恩給の考え方につきましては、先生御承知の通り、一応かつて国庫納金制度といふものがございますけれども、公務員が国庫に納めます国庫納金と、恩給として給付される国からの支出額といふものは、

實際上率連関係はございませんで、いわば公務員としての長期勤続に対する国の一方的報奨という性格を持つておっただけでございませんで。従いまして、そういう観点からいたしますならば、国費の負担においてそれぞれしめるべき措置を講ずるといふことも可能でございまして、たとえば六十才までの制限を六十才以降になれば撤廃する、こういうような形も比較的容易にできるわけでございませんで、共済制度を前提といたします限り、御趣旨の点はおもつとも点もございませんで、早急にはなかなか困難であるといふこととございませんで。

○受田委員 御趣旨はけっこうだといふこととから、検討してもらいたい。

おしまいに一つだけ……。特別職の大使、公使の俸給表、これはいつも私指摘するのですが、十万円以下の大使や公使がおるといふのは、やはり一つの問題だと思ふのです。これは特別職の俸給表に検討を加える段階にきておるといふ政府内の声も聞いておりますけれども、特別職俸給表の中には非常勤の性格を有する、ほんに儀礼的に出ているようなもので、高い俸給をもらっている人もあるわけですから、これは検討しているというところは間違いないですか。特別職の俸給の再検討は、実際の勤務に即してやろうという立場をとっておりますか。

○平井(徳)政府委員 ただいまの御質問の点でございませんで、現実の問題といたしまして、諸外国との関係におきまして、大使がだんだんと減少いたしまして、大使に移行しつつあるということ、外務省におきましてもやっております。

れるところでございませんで、そういう事態が進展いたしますならば、われわれもそれに即応して問題を処理していきたいというふうに考えております。

○受田委員 今大使の中でも一号俸は公使と同じなんです。大使に移行したってやはり九万八千円というのがあるのですよ。公使を大使に移行しても、俸給表は解決しないじゃないですか。

○平井(徳)政府委員 これは私どもが答弁申し上げていいことかどうかわかりませんが、現実の問題といたしまして、世界的風潮として、お互いの間で大使を交換するという情勢が非常にふえて参っております。そういう情勢において、大使の資格と申しますか、どの程度の方が大使になるのがいいかという問題が、実際問題としてあるわけでございませんで。現実の問題といたしまして、一応現段階では、公使の相当額九万四何千円を受けられる程度の方が大使になっておられるということも事実でございませんで、そういう情勢におきましてはやむを得ないといふふうにわれわれは考えております。

○受田委員 これは特別職だから、外務省の問題じゃないんです。課長が答弁されるのは事務的な答弁ですが、政治的な答弁を一つ外務大臣から伺っておきたい。

もう一つ、関係することとから、あわせて……。大体公庫、公団あるいは公社、事業団というような形のものをつくる問題が今出ておるが、そこへ天下りしていく人の責任者の給与というの、総理大臣より高い。ここにまた問題があるわけと。これが大蔵大臣と関係大臣、建設大臣とか厚生大臣とかで——金融公庫であれば厚生大臣と協議するとなつておるが、結局大蔵大臣の胸一つ、大蔵省のお役人の考え一つで、こういう政府関係機関あるいは特殊法人、国が金を出している機関の首脳部の給与がきまるわけと。これは非常に危険性を持つておると思ふ。恩給をもらつた上に高給をばらばらすから、大へんな収入になるんで、総理大臣よりも高い給与になる。そういう給与を決定する最終機関は、国会の承認を得るといふ手續を必要とするという形と、こういう政府関係機関の首脳部の給与決定権を国会に持つてくるということはどうですか。國務大臣がお二人おられるわけですが、閣僚として御意見を承りたい。

○大蔵國務大臣 先ほど御指摘の大使、公使の給与の問題でございませんで、これは特別職で、大蔵省の所管事項に相なつておられます。大蔵省の政府委員から申し上げた通りでございませんで。

それから公庫、公団、公社の役員の手給につきまして、国会で決定するような方法を考へてみたらどうかという点でございませんで、この点は私御意見としてただいま初めて伺いましたので、直ちにお答へができませんが、一つよく関係者とも相談の上、検討いたします。

○受田委員 これで終わります。

○永山委員長 石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 一点だけ防衛庁長官にお伺いしておきたいと思ひますが、給与法の改正案が本委員会を通れば、やがて成立する時期も私は近いと思ひます。

の点についてはお答えを願ひたいと思ひます。

○志賀國務大臣 ただいまお話しになられた駐留軍労働者の新しい賃金体系の問題につきましては、私が防衛庁に参りましてまづ先に取り組んだ問題でございませんで。私は、事の重大性にかんがみまして、これはおそらく防衛庁内ではちよつと異例だといふこととございませんで、みずから在日米軍司令官スマート中将と二回にわたりましたお会いしまして、御承知の通り、新しい賃金体制に切りかえたわけとございませんで。その当時から、ただいま御指摘になりました問題が、問題点の一つとして双方の間でいろいろ論議がかわされたのでございませんで、ただいま御指摘の御趣旨に沿ひまして、十分に今後再検討いたして参りたいと思ひます。

○永山委員長 これにて三法案に対する質疑は終了いたしました。

○永山委員長 一般職の職員の手給に關する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案に対し、藤原節夫君外七名より自由民主党及び日本社会党の共同提案による修正案が、また一般職の職員の手給に關する法律等の一部を改正する法律案に対し、伊能繁次郎君より自由民主党提案の修正案がそれぞれ提出されております。

○永山委員長 一点だけ防衛庁長官にお伺いしておきたいと思ひますが、給与法の改正案が本委員会を通れば、やがて成立する時期も私は近いと思ひます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(藤原節夫君外七名提出)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
(一) 第一条中別表第一から別表第七までの改正に関する部分の一部修正

別表第一のイ行政職俸給表(一)の表六等級の項中

14,600 を 17,600
15,600 を 19,100
16,600 を 20,700
17,600 を 22,300
18,600 を 23,900
19,600 を 25,500
20,600 を 27,100
21,600 を 28,700
22,600 を 30,300
23,600 を 31,900
24,600 を 33,500
25,600 を 35,100
26,600 を 36,700
27,600 を 38,300
28,600 を 39,900
29,600 を 41,500
30,600 を 43,100
31,600 を 44,700
32,600 を 46,300
33,600 を 47,900
34,600 を 49,500
35,600 を 51,100
36,600 を 52,700
37,600 を 54,300
38,600 を 55,900
39,600 を 57,500
40,600 を 59,100
41,600 を 60,700
42,600 を 62,300
43,600 を 63,900
44,600 を 65,500
45,600 を 67,100
46,600 を 68,700
47,600 を 70,300
48,600 を 71,900
49,600 を 73,500
50,600 を 75,100
51,600 を 76,700
52,600 を 78,300
53,600 を 79,900
54,600 を 81,500
55,600 を 83,100
56,600 を 84,700
57,600 を 86,300
58,600 を 87,900
59,600 を 89,500
60,600 を 91,100
61,600 を 92,700
62,600 を 94,300
63,600 を 95,900
64,600 を 97,500
65,600 を 99,100
66,600 を 100,700
67,600 を 102,300
68,600 を 103,900
69,600 を 105,500
70,600 を 107,100
71,600 を 108,700
72,600 を 110,300
73,600 を 111,900
74,600 を 113,500
75,600 を 115,100
76,600 を 116,700
77,600 を 118,300
78,600 を 119,900
79,600 を 121,500
80,600 を 123,100
81,600 を 124,700
82,600 を 126,300
83,600 を 127,900
84,600 を 129,500
85,600 を 131,100
86,600 を 132,700
87,600 を 134,300
88,600 を 135,900
89,600 を 137,500
90,600 を 139,100
91,600 を 140,700
92,600 を 142,300
93,600 を 143,900
94,600 を 145,500
95,600 を 147,100
96,600 を 148,700
97,600 を 150,300
98,600 を 151,900
99,600 を 153,500
100,600 を 155,100
101,600 を 156,700
102,600 を 158,300
103,600 を 159,900
104,600 を 161,500
105,600 を 163,100
106,600 を 164,700
107,600 を 166,300
108,600 を 167,900
109,600 を 169,500
110,600 を 171,100
111,600 を 172,700
112,600 を 174,300
113,600 を 175,900
114,600 を 177,500
115,600 を 179,100
116,600 を 180,700
117,600 を 182,300
118,600 を 183,900
119,600 を 185,500
120,600 を 187,100
121,600 を 188,700
122,600 を 190,300
123,600 を 191,900
124,600 を 193,500
125,600 を 195,100
126,600 を 196,700
127,600 を 198,300
128,600 を 199,900
129,600 を 201,500
130,600 を 203,100
131,600 を 204,700
132,600 を 206,300
133,600 を 207,900
134,600 を 209,500
135,600 を 211,100
136,600 を 212,700
137,600 を 214,300
138,600 を 215,900
139,600 を 217,500
140,600 を 219,100
141,600 を 220,700
142,600 を 222,300
143,600 を 223,900
144,600 を 225,500
145,600 を 227,100
146,600 を 228,700
147,600 を 230,300
148,600 を 231,900
149,600 を 233,500
150,600 を 235,100
151,600 を 236,700
152,600 を 238,300
153,600 を 239,900
154,600 を 241,500
155,600 を 243,100
156,600 を 244,700
157,600 を 246,300
158,600 を 247,900
159,600 を 249,500
160,600 を 251,100
161,600 を 252,700
162,600 を 254,300
163,600 を 255,900
164,600 を 257,500
165,600 を 259,100
166,600 を 260,700
167,600 を 262,300
168,600 を 263,900
169,600 を 265,500
170,600 を 267,100
171,600 を 268,700
172,600 を 270,300
173,600 を 271,900
174,600 を 273,500
175,600 を 275,100
176,600 を 276,700
177,600 を 278,300
178,600 を 279,900
179,600 を 281,500
180,600 を 283,100
181,600 を 284,700
182,600 を 286,300
183,600 を 287,900
184,600 を 289,500
185,600 を 291,100
186,600 を 292,700
187,600 を 294,300
188,600 を 295,900
189,600 を 297,500
190,600 を 299,100
191,600 を 300,700
192,600 を 302,300
193,600 を 303,900
194,600 を 305,500
195,600 を 307,100
196,600 を 308,700
197,600 を 310,300
198,600 を 311,900
199,600 を 313,500
200,600 を 315,100
201,600 を 316,700
202,600 を 318,300
203,600 を 319,900
204,600 を 321,500
205,600 を 323,100
206,600 を 324,700
207,600 を 326,300
208,600 を 327,900
209,600 を 329,500
210,600 を 331,100
211,600 を 332,700
212,600 を 334,300
213,600 を 335,900
214,600 を 337,500
215,600 を 339,100
216,600 を 340,700
217,600 を 342,300
218,600 を 343,900
219,600 を 345,500
220,600 を 347,100
221,600 を 348,700
222,600 を 350,300
223,600 を 351,900
224,600 を 353,500
225,600 を 355,100
226,600 を 356,700
227,600 を 358,300
228,600 を 359,900
229,600 を 361,500
230,600 を 363,100
231,600 を 364,700
232,600 を 366,300
233,600 を 367,900
234,600 を 369,500
235,600 を 371,100
236,600 を 372,700
237,600 を 374,300
238,600 を 375,900
239,600 を 377,500
240,600 を 379,100
241,600 を 380,700
242,600 を 382,300
243,600 を 383,900
244,600 を 385,500
245,600 を 387,100
246,600 を 388,700
247,600 を 390,300
248,600 を 391,900
249,600 を 393,500
250,600 を 395,100
251,600 を 396,700
252,600 を 398,300
253,600 を 399,900
254,600 を 401,500
255,600 を 403,100
256,600 を 404,700
257,600 を 406,300
258,600 を 407,900
259,600 を 409,500
260,600 を 411,100
261,600 を 412,700
262,600 を 414,300
263,600 を 415,900
264,600 を 417,500
265,600 を 419,100
266,600 を 420,700
267,600 を 422,300
268,600 を 423,900
269,600 を 425,500
270,600 を 427,100
271,600 を 428,700
272,600 を 430,300
273,600 を 431,900
274,600 を 433,500
275,600 を 435,100
276,600 を 436,700
277,600 を 438,300
278,600 を 439,900
279,600 を 441,500
280,600 を 443,100
281,600 を 444,700
282,600 を 446,300
283,600 を 447,900
284,600 を 449,500
285,600 を 451,100
286,600 を 452,700
287,600 を 454,300
288,600 を 455,900
289,600 を 457,500
290,600 を 459,100
291,600 を 460,700
292,600 を 462,300
293,600 を 463,900
294,600 を 465,500
295,600 を 467,100
296,600 を 468,700
297,600 を 470,300
298,600 を 471,900
299,600 を 473,500
300,600 を 475,100
301,600 を 476,700
302,600 を 478,300
303,600 を 479,900
304,600 を 481,500
305,600 を 483,100
306,600 を 484,700
307,600 を 486,300
308,600 を 487,900
309,600 を 489,500
310,600 を 491,100
311,600 を 492,700
312,600 を 494,300
313,600 を 495,900
314,600 を 497,500
315,600 を 499,100
316,600 を 500,700
317,600 を 502,300
318,600 を 503,900
319,600 を 505,500
320,600 を 507,100
321,600 を 508,700
322,600 を 510,300
323,600 を 511,900
324,600 を 513,500
325,600 を 515,100
326,600 を 516,700
327,600 を 518,300
328,600 を 519,900
329,600 を 521,500
330,600 を 523,100
331,600 を 524,700
332,600 を 526,300
333,600 を 527,900
334,600 を 529,500
335,600 を 531,100
336,600 を 532,700
337,600 を 534,300
338,600 を 535,900
339,600 を 537,500
340,600 を 539,100
341,600 を 540,700
342,600 を 542,300
343,600 を 543,900
344,600 を 545,500
345,600 を 547,100
346,600 を 548,700
347,600 を 550,300
348,600 を 551,900
349,600 を 553,500
350,600 を 555,100
351,600 を 556,700
352,600 を 558,300
353,600 を 559,900
354,600 を 561,500
355,600 を 563,100
356,600 を 564,700
357,600 を 566,300
358,600 を 567,900
359,600 を 569,500
360,600 を 571,100
361,600 を 572,700
362,600 を 574,300
363,600 を 575,900
364,600 を 577,500
365,600 を 579,100
366,600 を 580,700
367,600 を 582,300
368,600 を 583,900
369,600 を 585,500
370,600 を 587,100
371,600 を 588,700
372,600 を 590,300
373,600 を 591,900
374,600 を 593,500
375,600 を 595,100
376,600 を 596,700
377,600 を 598,300
378,600 を 599,900
379,600 を 601,500
380,600 を 603,100
381,600 を 604,700
382,600 を 606,300
383,600 を 607,900
384,600 を 609,500
385,600 を 611,100
386,600 を 612,700
387,600 を 614,300
388,600 を 615,900
389,600 を 617,500
390,600 を 619,100
391,600 を 620,700
392,600 を 622,300
393,600 を 623,900
394,600 を 625,500
395,600 を 627,100
396,600 を 628,700
397,600 を 630,300
398,600 を 631,900
399,600 を 633,500
400,600 を 635,100
401,600 を 636,700
402,600 を 638,300
403,600 を 639,900
404,600 を 641,500
405,600 を 643,100
406,600 を 644,700
407,600 を 646,300
408,600 を 647,900
409,600 を 649,500
410,600 を 651,100
411,600 を 652,700
412,600 を 654,300
413,600 を 655,900
414,600 を 657,500
415,600 を 659,100
416,600 を 660,700
417,600 を 662,300
418,600 を 663,900
419,600 を 665,500
420,600 を 667,100
421,600 を 668,700
422,600 を 670,300
423,600 を 671,900
424,600 を 673,500
425,600 を 675,100
426,600 を 676,700
427,600 を 678,300
428,600 を 679,900
429,600 を 681,500
430,600 を 683,100
431,600 を 684,700
432,600 を 686,300
433,600 を 687,900
434,600 を 689,500
435,600 を 691,100
436,600 を 692,700
437,600 を 694,300
438,600 を 695,900
439,600 を 697,500
440,600 を 699,100
441,600 を 700,700
442,600 を 702,300
443,600 を 703,900
444,600 を 705,500
445,600 を 707,100
446,600 を 708,700
447,600 を 710,300
448,600 を 711,900
449,600 を 713,500
450,600 を 715,100
451,600 を 716,700
452,600 を 718,300
453,600 を 719,900
454,600 を 721,500
455,600 を 723,100
456,600 を 724,700
457,600 を 726,300
458,600 を 727,900
459,600 を 729,500
460,600 を 731,100
461,600 を 732,700
462,600 を 734,300
463,600 を 735,900
464,600 を 737,500
465,600 を 739,100
466,600 を 740,700
467,600 を 742,300
468,600 を 743,900
469,600 を 745,500
470,600 を 747,100
471,600 を 748,700
472,600 を 750,300
473,600 を 751,900
474,600 を 753,500
475,600 を 755,100
476,600 を 756,700
477,600 を 758,300
478,600 を 759,900
479,600 を 761,500
480,600 を 763,100
481,600 を 764,700
482,600 を 766,300
483,600 を 767,900
484,600 を 769,500
485,600 を 771,100
486,600 を 772,700
487,600 を 774,300
488,600 を 775,900
489,600 を 777,500
490,600 を 779,100
491,600 を 780,700
492,600 を 782,300
493,600 を 783,900
494,600 を 785,500
495,600 を 787,100
496,600 を 788,700
497,600 を 790,300
498,600 を 791,900
499,600 を 793,500
500,600 を 795,100
501,600 を 796,700
502,600 を 798,300
503,600 を 799,900
504,600 を 801,500
505,600 を 803,100
506,600 を 804,700
507,600 を 806,300
508,600 を 807,900
509,600 を 809,500
510,600 を 811,100
511,600 を 812,700
512,600 を 814,300
513,600 を 815,900
514,600 を 817,500
515,600 を 819,100
516,600 を 820,700
517,600 を 822,300
518,600 を 823,900
519,600 を 825,500
520,600 を 827,100
521,600 を 828,700
522,600 を 830,300
523,600 を 831,900
524,600 を 833,500
525,600 を 835,100
526,600 を 836,700
527,600 を 838,300
528,600 を 839,900
529,600 を 841,500
530,600 を 843,100
531,600 を 844,700
532,600 を 846,300
533,600 を 847,900
534,600 を 849,500
535,600 を 851,100
536,600 を 852,700
537,600 を 854,300
538,600 を 855,900
539,600 を 857,500
540,600 を 859,100
541,600 を 860,700
542,600 を 862,300
543,600 を 863,900
544,600 を 865,500
545,600 を 867,100
546,600 を 868,700
547,600 を 870,300
548,600 を 871,900
549,600 を 873,500
550,600 を 875,100
551,600 を 876,700
552,600 を 878,300
553,600 を 879,900
554,600 を 881,500
555,600 を 883,100
556,600 を 884,700
557,600 を 886,300
558,600 を 887,900
559,600 を 889,500
560,600 を 891,100
561,600 を 892,700
562,600 を 894,300
563,600 を 895,900
564,600 を 897,500
565,600 を 899,100
566,600 を 900,700
567,600 を 902,300
568,600 を 903,900
569,600 を 905,500
570,600 を 907,100
571,600 を 908,700
572,600 を 910,300
573,600 を 911,900
574,600 を 913,500
575,600 を 915,100
576,600 を 916,700
577,600 を 918,300
578,600 を 919,900
579,600 を 921,500
580,600 を 923,100
581,600 を 924,700
582,600 を 926,300
583,600 を 927,900
584,600 を 929,500
585,600 を 931,100
586,600 を 932,700
587,600 を 934,300
588,600 を 935,900
589,600 を 937,500
590,600 を 939,100
591,600 を 940,700
592,600 を 942,300
593,600 を 943,900
594,600 を 945,500
595,600 を 947,100
596,600 を 948,700
597,600 を 950,300
598,600 を 951,900
599,600 を 953,500
600,600 を 955,100
601,600 を 956,700
602,600 を 958,300
603,600 を 959,900
604,600 を 961,500
605,600 を 963,100
606,600 を 964,700
607,600 を 966,300
608,600 を 967,900
609,600 を 969,500
610,600 を 971,100
611,600 を 972,700
612,600 を 974,300
613,600 を 975,900
614,600 を 977,500
615,600 を 979,100
616,600 を 980,700
617,600 を 982,300
618,600 を 983,900
619,600 を 985,500
620,600 を 987,100
621,600 を 988,700
622,600 を 990,300
623,600 を 991,900
624,600 を 993,500
625,600 を 995,100
626,600 を 996,700
627,600 を 998,300
628,600 を 999,900
629,600 を 1001,500
630,600 を 1003,100
631,600 を 1004,700
632,600 を 1006,300
633,600 を 1007,900
634,600 を 1009,500
635,600 を 1011,100
636,600 を 1012,700
637,600 を 1014,300
638,600 を 1015,900
639,600 を 1017,500
640,600 を 1019,100
641,600 を 1020,700
642,600 を 1022,300
643,600 を 1023,900
644,600 を 1025,500
645,600 を 1027,100
646,600 を 1028,700
647,600 を 1030,300
648,600 を 1031,900
649,600 を 1033,500
650,600 を 1035,100
651,600 を 1036,700
652,600 を 1038,300
653,600 を 1039,900
654,600 を 1041,500
655,600 を 1043,100
656,600 を 1044,700
657,600 を 1046,300
658,600 を 1047,900
659,600 を 1049,500
660,600 を 1051,100
661,600 を 1052,700
662,600 を 1054,300
663,600 を 1055,900
664,600 を 1057,500
665,600 を 1059,100
666,600 を 1060,700
667,600 を 1062,300
668,600 を 1063,900
669,600 を 1065,500
670,600 を 1067,100
671,600 を 1068,700
672,600 を 1070,300
673,600 を 1071,900
674,600 を 1073,500
675,600 を 1075,100
676,600 を 1076,700
677,600 を 1078,300
678,600 を 1079,900
679,600 を 1081,500
680,600 を 1083,100
681,600 を 1084,700
682,600 を 1086,300
683,600 を 1087,900
684,600 を 1089,500
685,600 を 1091,100
686,600 を 1092,700
687,600 を 1094,300
688,600 を 1095,900
689,600 を 1097,500
690,600 を 1099,1

附則別表第二の表五等級の項中「800」を「900」に、同表六等級の項中「19,900」を「21,100」に、

同表七等級の項中「18,200」「19,100」「20,000」を「18,300」「19,200」「20,100」に改める。

附則別表第三のイ公安職俸給表(イ)の適用を受ける者の表五等級の項中「18,800」「19,900」「20,100」を「18,900」「20,000」「21,200」に、

同表六等級及び七等級の項中「18,800」「19,900」「21,000」を「18,900」「20,000」「21,100」に改める。

附則別表第三のロ公安職俸給表(ロ)の適用を受ける者の表五等級の項中「19,800」「21,000」を「19,900」「21,100」に、同表

六等級の項中「18,600」「19,700」「20,800」を「18,700」「19,800」「20,900」に、同表七等級の項中「18,400」「19,400」「20,400」を「18,500」「19,500」「20,500」に、同表八等級の項

中「18,200」「19,200」「20,000」「21,400」「22,100」「22,800」「24,100」「24,700」「25,300」を「18,300」「19,300」「20,100」「21,500」「22,200」「22,900」「24,200」「24,800」「25,400」に改める。

附則別表第六の表六等級の項中「18,900」「19,800」「20,600」を「19,000」「19,900」「20,700」に改める。

附則別表第七のハ医療職俸給表(ハ)の適用を受ける者の表二等級の項中「19,600」「20,800」を「19,700」「20,900」に、同表

三等級の項中「18,600」「19,600」「20,600」を「18,700」「19,700」「20,700」に、同表四等級の項中「18,300」「19,200」「19,900」を「21,300」「21,900」「22,400」に、

改める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(一) 本則の一部修正
第二十五条第二項の改正規定中「六千円」を「六千三百円」に改める。

別表第一及び別表第二の改正に関する部分のうち、別表第二の表三等陸尉、二等海尉及び三等空尉の項中「23,500」「23,600」を「23,600」「23,700」に、同表一等陸曹、一等海曹及び一等空曹の項中「18,600」「20,400」を「18,700」「20,500」に、同表

二等陸曹、二等海曹及び二等空曹の項中「15,600」「16,800」「18,600」「20,400」を「15,700」「16,900」「18,700」「20,500」に、同表三等陸曹、三等海曹及

び三等空曹の項中「14,400」「15,500」「16,700」「18,400」「20,100」を「14,500」「15,600」「16,800」「18,500」「20,200」に、同表陸士長、海士長及び空士長の項中「12,100」「13,200」を「12,100」「13,200」に、

同表一等陸士、一等海士及び一等空士の項中「10,900」「11,400」「12,000」を「11,000」「11,500」「12,100」に、

同表二等陸士、二等海士及び二等空士の項中「9,200」「9,500」を「9,300」「9,600」に改める。

及び三等空士の項中「9,200」を「9,500」に改める。

(二) 附則の一部修正
附則別表第二の表六等級の項中「18,700」「19,800」「21,000」を「18,800」「19,900」「21,100」に、同表七等級の項中「18,600」「19,700」「20,800」を「18,700」「19,800」「20,900」に、

同表八等級の項中「18,200」「19,100」「19,700」を「18,300」「19,200」「19,800」に改める。

附則別表第五の表六等級の項中「18,900」「19,800」「20,600」を「19,000」「19,900」「20,700」に改める。

附則別表第八の表二等級の項中「19,600」「20,800」を「19,700」「20,900」に、同表三等級の項中「18,600」「19,600」「20,600」を「18,700」「19,700」「20,700」に、

同表四等級の項中「18,300」「19,200」「19,900」を「21,300」「21,900」「22,400」に、同表五等級の項中「18,400」「19,300」「20,000」を「21,400」「22,000」「22,500」に改める。

附則別表第九の表一等陸曹、一等海曹及び一等空曹の項中「18,200」「19,500」「20,700」を「18,300」「19,600」「20,800」に、

同表二等陸曹、二等海曹及び二等空曹の項中「18,100」「19,400」「20,700」を「18,200」「19,500」「20,800」に、

同表三等陸曹、三等海曹及び三等空曹の項中「18,000」「19,300」「20,500」を「18,100」「19,400」「20,500」に改める。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案(伊能繁次郎君提出)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第八項を次のように改める。

(旧号俸を受けていた期間の特例)

8 附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に對する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号俸が教育職俸給表(二)の二等級の二十二号俸から三十五号俸までの号俸である職員(以下この項において「教育職員」という。)以外の職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。

○永山委員長 この際、各修正案について、提出者より趣旨の説明を求めます。藤原節夫君。

○藤原(節)委員 私は、ただいま議題になっております一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に對して、自由民主党、日本社会党の両党共同提案にかゝる修正案を提出いたします。

案文はお手元に配付してございますので、この際、朗読は省略させていただきます。

できまして、その内容を簡単に御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案の修正案に對して申し上げますと、今回の給与改定による俸給の引き上げ額は、月額最低一千元から最高三千五百円までであり、これを最低でも千五百円の引き上げになるように、各俸給表の一部を改めることとあります。

御承知の通り、今回の給与法改正案は、昨年八月の人事院勧告の実施を主要内容としておるのでありますが、今回の改定によつてもなお初任給が民間のそれに比較して低過ぎるのではないかと、少し引き上げられないものかという研究をいたしてみたいのであります。技術的にも財政的にもなかなかむずかしい点が多く、といつて、検討にあまり時間を費しておるわけにも参らぬ状態でありまして、諸般の事情を勘案いたしまして、このような俸給額の手直しをいたした次第でございます。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に對する修正案の趣旨であります。防衛庁職員の給与は、従来から一般職職員の給与改定に準じた改定を行なつておりましたので、前述の一般職職員の俸給額の手直しに準じて、防衛庁職員につきましても俸給額の手直しをいたそうとするものであります。

何とぞ御審議の上、よろしく御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○永山委員長 伊能繁次郎君。

党の提案者を代表いたしましたし、私から御説明を申し上げます。

案文はすでにお手元にお配りいたしてございまして、朗読を省略させていただきます。

修正案の趣旨を御説明申し上げます。高等学校と中学、小学等義務制学校とを比較いたしました。校長への登用率が高等学校の教員に對しては従来不利であること、また高等学校、中学校、小学校と三本建給与体系に對して、昭和三十二年以降は高等学校教諭が義務制学校の校長に對して優位であると定められながら、その後の給与法の改正におきましては漸次その関係が狭まって参りまして、昭和三十六年度からはほぼ同等に相なつたといふ等の事情を勘案いたしまして、今回高等学校教諭の給与が客観情勢に見合ふ適當となるように、教育職俸給表(二)の二等級二十二号俸から三十五号俸までのものにございまして、さらに三ヶ月の昇給期間の短縮を行なうこととしたのであります。

何とぞ御審議の上、よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○永山委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

各修正案はいずれも予算を伴うものでありますので、この際、国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしたいと存じます。大橋労働大臣。

かんがみまして、政府といたしましては全く異存はございません。

○永山委員長 これより三法案及びその三修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。岡崎英城君。

○岡崎委員 自由民主党を代表いたしました。賛成の討論を申し上げます。本法律案は、御存じの通り、昨年秋季の臨時国会において、われわれ成立せしめたいと委員会としても努力いたしましたのでございますが、種々の事情で今日までおくれましたが、その間、委員会の各位の熱心な御研究、御工夫によりまして、本案の審議も順調に進み、また修正案等についても種々工夫されましたので、現在の段階におきましては本法律案並びに修正案が妥當なものとして認めさせていただきますので、本案に賛成を申し上げます。

○永山委員長 田口誠治君。

○田口(誠)委員 私は、日本社会党を代表いたしました。一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案外二件に對して、社会党の立場を明確にいたしたいと思つて申し上げます。

八月十日人事院から勧告のありましたその勧告内容が、そのまま政府提案となつて参りまして、公務員労働者は非常に不満を抱いておるといふことは、御存じの通りでございます。それにもかかわらず、人事院勧告を大きく下回つた政府案に對しては、全面的に賛成はできない内容のものであるわけでございます。この点を明確にいたしておきたいと思つて申し上げます。

とは賃金体系が非常に上厚下薄であるといふこと、初任給が低いといふこと、それから第二点といたしましては、実施期間が五月実施を十月実施にいたしておるといふ点でございます。従つて、これが五月実施といふことになりますれば、当然六月十五日に支給される期末手当、勤勉手当にも関係してくるのであります。当然支給されるものが支給されないといふ点につきましては、この点大きな不満を抱いておるような次第でございます。しかし、私どもは審議の過程におきまして、初任給の安いといふ点を指摘し、少くとも少く初任給を引き上げてもらいたいといふ点、また十月実施ではないから、せめてたといふ一月月で繰り上げて九月実施にしてもらいたいという要求、それになお、われわれといたしましては、今度の賃金問題に對して幾つかの内容不備な点を、十九日の委員会あるいは今日の委員会に各委員から指摘を申し上げたわけでございまして、最終的には、私どもの要求をしておりました修正点に、与党である自民党が応じてくれましたので、従つて、私どももいたしまして、修正案を含めてこの原案に賛成をするという態度を明確にいたしたいと思つて申し上げます。

○永山委員長 受田新吉君。

○受田委員 私は、民主社会党を代表して、政府提案の給与関係三法案及びただいま提案されました三修正案につきまして、それぞれ反対の意見を申し上げます。

私たちは、常に人事院の機関によつて公務員の身分、給与を擁護されるといふこの原則をあくまで守り通した

い、従って、人事院勧告の示した実施期及び給与額につきましては、その点が不十分であろうとも、人事院の独得の立場で、専門的立場で公正に計上されたこの数字、実施期については、一応われわれはこれを擁護するという立場をとり来たりました。ところが、政府提案にかかわる給与法は、先ほど来お尋ねしたところにおいても明らかによりに、われわれの願っている一番大事な実施期が、五カ月もおくれているというより重大な欠陥を包蔵しております。人事院監視という動向が、政府内に明らかにならざるを得ないことのできる事例でございます。人事院總裁みずからが、人事院としてははなはだ遺憾であると言ひ、この独立機関の強い要望さえも聞いておらぬ政府原案に賛成するわけには参りません。全国家公務員の身分を守り、給与を守り、待遇を守っていくという立場から、私たちは、政府原案は絶対に承認ができませんのでございます。また、防衛庁職員給与法、特別職職員の給与法におきましても、実施期を五カ月もおくられているという点、同様に、これらに従事する職員の立場を強く擁護する立場から、われわれは賛成できないのでございます。

なお、今回提案されております三つの修正案でございますが、この修正案のうちで、高等学校の校長、教頭になり得ない人のための処遇についての配慮については、原則的にわれわれは賛意を表します。特に長期勤務者、長期間勤続者に対する処遇改善という意味が、この修正案に盛り込まれているというところで、原則的に賛意を表するわけでありませぬ。同時に、中、小学校に勤

務する、校長、教頭になり得ない人たちの処遇については、政府答弁で、明らかに今後の処置を期待できるという立場で、この点にはわれわれは異議を持つておりませぬ。

なお、今回自民、社会両党で御提案になった初任給是正のための特別措置、修正案につきましては、一歩前進という意味においては、われわれは賛意を表するにやぶさかではないのであります。しかしながら、この大事な根拠の上に立つ部分的な修正という形では、根本的な給与体系の是正ということに不可能です。政府自身が根拠を大事にしないで、枝葉末節をいじくるような形で、祖国の大事なお仕事をされるところの、公務に従事せられる方々の処遇改善にはなり得ないと思つております。私は、その意味で、政府自身も、国家公務員の給与体系を根本的に改善するという対策を十分用意すべきである。また、今回の修正部分も、はなはだ幼稚な低額のものであつて、根本的な解決にならない。昨年十二月の国会をいかに空転させて今回に延長した、その間における、公務員の待望の給与改善が今日までおくれたその償いをするには、はなはだ脆弱であるという点でございます。

このような諸点を考えたときに、すべての国家公務員の立場を守りつづける政府の施策を要望し、国会も党派を越えて公務員擁護政策を推進して、安心して、租国の公務に従事していただく体制をつくるために、根本的な案に反対をし、部分的な修正については、その趣旨には賛意を表しますけれども、はなはだ枝葉末節の措置であるという点において、しかも実施がおくれ

過ぎていくという点において、国家公務員の要望にこたへ得ないこの修正案には、それぞれ反対をせざるを得ないのでございます。健全野党の立場から、筋を通して、国家公務員の立場を守る意味から所見を申し上げまして、私の討論を終わります。

○永山委員長 これにて討論は終わりました。

採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する藤原節夫君外七名提出の自民、社会共同提案にかかる修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、本案に対する伊能繁次郎君提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

正議決すべきものと決しました。次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する藤原節夫君外七名提出の自民、社会共同提案にかかる修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よつて、本案は可決すべきものと決しました。ただいま議決いたしました三法案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○永山委員長 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案、中小企業省設置法案、自治省設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案の六法案を一括議題といたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

(特別給付金の支給)

第十四条 政府は、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小若しくは予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴ひ離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

2 前項の規定の適用については、同項に規定する労働者が同項に規定する労働者としての在職の前に第二号に規定する契約に基づき雇用に雇用する労働者（以下「旧政府雇用労働者」という。）同条第三号に規定する諸機関が雇用する労働者（以下「旧諸機関雇用労働者」という。）又は同条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者として在職したことがある場合において、それらの在職が前後引き続いており、かつ、同項に規定する在職に引き続くものであるときは、それらの在職期間は、同項に規定する労働者としての在職期間とみなす。

3 前項の規定の適用については、前の離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に後の在職が始まつたときは、当該前の離職につき第一項に規定する特別給付金の支給を受けた場合を除き、前後の在職は引き続くものとみなす。

第十五条から第十七条まで 削除

第十八条の見出しを「（援護業務）」に改め、同条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 公共職業安定所の紹介により駐留軍関係離職者を雇入れれる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

附則第三項中「五年」を「十年」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（経過規定）

2 この法律の施行の日の前日までに離職し、当該離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に再び第二号第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者とならなかつた者又はこの法律の施行の日の前日までに死亡した労働者に対する当該離職又は死亡に係る特別給付金については、なお従前の例による。

3 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十八号）の施行（同法附則第一項本文の規定による施行をいう。）前にすでに同法による改正前の第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労働者に対し、当該特別給付金の支給の基礎となつた在職について、この法律による改正後の第十四条の規定によりさらに特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、この法律による改正後の同条の規定による特別給付金の内払とみなす。

理由

駐留軍関係離職者等臨時措置法の

施行状況にかんがみ、駐留軍関係離職者に対する特別給付金の支給要件を緩和し、及び駐留軍関係離職者を雇用する事業主に対し雇用奨励金を支給するとともに、同法の有効期限をさらに五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億五千万円の見込みである。

中小企業省設置法案

中小企業省設置法

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 本省

第一節 内部部局（第五条―第十一号）

第二節 地方支分部局（第十二条―第十五号）

第三章 外局（第十六号―第十七号）

第四章 職員（第十八号―第十九号）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足りる組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三号第二

項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

（中小企業省の任務）

第三条 中小企業省は、次に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 中小企業者（中小企業基本法（昭和二十八年法律第 号）第九条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策の構立に関する事務

二 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務

三 中小企業者の組織に関する事務

四 中小企業者の事業経営の近代化に関する事務

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の事業の助成及び振興に関する事務

（中小企業省の権限）

第四条 中小企業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。

ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行ない、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

十二 中小企業省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

十五 中小企業の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策を企画立案すること。

十六 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

十七 中小企業者に対する金融制度、税制その他中小企業者に関

係がある経済問題に関し調査研究すること。

十八 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関すること。

十九 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。

二十 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関すること。

二十一 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成を行なうこと。

二十二 中小企業者の事業分野の確保に関すること。

二十三 中小企業者に対する官公需の確保に関すること。

二十四 中小企業信用保険に関すること。

二十五 中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関すること。

二十六 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による中小企業退職金共済事業に関すること。

二十七 商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関すること。

二十八 商工組合中央金庫に関すること。

二十九 国民金融公庫に関すること。

三十 中小企業金融公庫に関すること。

三十一 中小企業信用保険公庫に関すること。

三十二 信用保証協会に関すること。

三十三 中小企業者の組織化についての指導及び助成を行なうこと。

三十四 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成を行なうこと。

三十五 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関すること。

三十六 中小企業組織法（昭和三十一年法律第 号）の施行に関すること。

三十七 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な助成をすること。

三十八 中小企業者の事業に有益な技術及び経営方法の奨励及び指導を行なうこと。

三十九 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成を行なうこと。

四十 中小企業者の工場等の集団化のための助成を行なうこと。

四十一 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示会を開くこと。

四十二 中小企業センターの設置の奨励及びその助成を行なうこと。

四十三 中小企業者の科学技術の向上に寄与する試験研究機関に対し、助成を行ない、及び協力を求めること。

四十四 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成を行なうこと。

四十五 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導を行なうこと。

四十六 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成を行なうこと。

四十七 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関すること。

四十八 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関すること。

四十九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の施行に関すること。

五十 中小企業者と大規模の事業者等との間に生じた紛争につき、あつせんし、調停し、又は裁定すること。

五十一 前各号に掲げるもののはか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき中小企業者に課せられた権限

2 中小企業者は、中小企業者の事業に関係がある事項に関し、関係行政機関に対し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、かつ、関係行政機関に対し意見を述べることができる。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五節 振興局

第五節 振興局

第五節 振興局

第五節 振興局

組合局
経営指導局
商業局

2 大臣官房に、調査統計部を置く。
（特別な職）

第六節 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。
（大臣官房の事務）

第七節 大臣官房においては、中小企業省の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員との階級、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 広報に関すること。

九 行政の審査を行なうこと。

十 法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。

十一 調査一般に関すること。

十二 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと
（第十三号に掲げるものを除く。）

十三 中小企業者の事業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行なうこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関すること。

十五 中小企業者の事業に関係がある事項に関し他の行政機関に協力を求め、及び意見を述べること。

十六 中小企業審議会の庶務に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、中小企業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

2 調査統計部においては、前項第十三号に掲げる事務をつかさどる。

（振興局の事務）

第八節 振興局においては、次の事務（商業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に関すること。

二 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

三 中小企業者に対する金融制度及び税制に関し調査研究すること。

四 中小企業者に関係がある経済問題に関し調査研究すること。

五 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関すること。

- 六 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。
- 七 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の特利厚生に関する事。
- 八 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成に関する事。
- 九 中小企業者の事業分野の確保に関する事。
- 十 中小企業者に対する官公需の確保に関する事。
- 十一 中小企業信用保険に関する事。
- 十二 中小企業振興資金等助成法の施行に関する事。
- 十三 中小企業退職金共済法による中小企業退職金共済事業に関する事。
- 十四 商工会の組織等に関する法律の施行に関する事。
- 十五 商工組合中央金庫に関する事。
- 十六 国民金融公庫に関する事。
- 十七 中小企業金融公庫に関する事。
- 十八 中小企業信用保険公庫に関する事。
- 十九 信用保証協会に関する事。

- 二 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成に関する事。
 - 三 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関する事。
 - 四 中小企業組織法の規定による中小企業等協同組合の設立の認可に関する事。
 - 五 中小企業組織法の規定による中小企業団体中央会の設立の認可に関する事。
 - 六 中小企業組織法の規定による調整規程及び団体協約の認可に関する事。
 - 七 中小企業組織法の規定による事業活動の規制に関する命令等に関する事。
 - 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、中小企業組織法の施行に関する事。
- (経営指導局の事務)
- 第十條 経営指導局においては、次の事務(商業局の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
 - 一 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要を勧告に関する事。
 - 二 中小企業者の事業に有益な技術の奨励及び指導に関する事。
 - 三 中小企業者の事業に有益な経営方法の奨励及び指導に関する事。
 - 四 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成に関する事。

- 五 中小企業者の工場等の集団化のための助成に関する事。
 - 六 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示紹介に関する事。
 - 七 中小企業センターの設置の奨励及びその助成に関する事。
 - 八 中小企業者の事業に有益な技術の向上発展のための試験研究に関する事。
 - 九 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成に関する事。
- (商業局の事務)
- 第十一條 商業局においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 中小企業者の行なり商業及びサービス業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に関する事。
 - 二 中小企業者の行なり商業及びサービス業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - 三 中小企業者の行なり商業及びサービス業に係る経済問題に関する調査研究すること。
 - 四 商業及びサービス業を行なり中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。
 - 五 中小企業者の行なり商業及びサービス業の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要を勧告に関する事。
 - 六 中小企業者の行なり商業及びサービス業の事業に有益な経営方法及び技術の奨励及び指導に関する事。

- 七 中小企業者の行なり商業及びサービス業の設備の近代化のための助成に関する事。
- 八 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導に関する事。
- 九 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成に関する事。
- 十 製造業者又は卸売業者と小売業者を行なり中小企業者との間の事業分野の調整に関する事。
- 十一 小売業を行なり中小企業者相互間の競争の調整に関する事。

第十二 割賦販売法の施行に関する事。

第十三 前各号に掲げるもののほか、商業及びサービス業を行なり中小企業者の指導及び助成に関する事。

第二節 地方支分部局 (中小企業局)

第十二條 本省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。

(所掌事務)

第十三條 中小企業局は、本省の所掌事務の一部を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第十四條 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌中小企業局	札幌市	北海道
仙台中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
大阪中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

第十五條 中小企業局に、次の四部を置く。ただし、必要に応じて中小企業大臣の定めるところによる。

り、部の数を減ずることができ

振興部
組大部
経営指導部
商業部

2 前項に定めるもののほか、中小企業局の内部部局の組織の細目は、中小企業省令で定める。

第三章 外局
(外局の設置)

第十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて中小企業省に置かれる外局は、中央中小企業調整委員会とする。

(中央中小企業調整委員会)

第十七条 中央中小企業調整委員会の組織、所掌事務及び権限は、別に法律の定めるところによる。

第四章 職員
(職員)

第十八条 中小企業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十九条 中小企業省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、中小企業大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	七〇〇人
中央中小企業調整委員会	五〇人
合計	七五〇人

附則

- この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- この法律の施行に関し必要な事項及び関係法律の整理は、別に法律で定める。

理由

中小企業者に対する施策を積極的に推進するため、中小企業省を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約百億円の見込みである。

自治省設置法の一部を改正する法律案
自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第二十六条の表中「三三九人」を「三六二人」に、「二四七人」を「二五一人」に、「四九六人」を「五一三人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。

理由

事務の円滑な遂行を期するため、自治省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中第二項を次のように改め、第三項を削る。
2 大臣官房に国際資料部を、アジア局に賠償部を、欧亜局に中近東アフリカ部を置く。
第七條中第十九号を第二十二号とし、第十八号の次に次の三号を加える。

十九 調査事務の総合的管理に關すること。
二十 外国に關する調査(他局の所掌に關するものを除く)を行なうこと。
二十一 國際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報の収集に關すること。
第七條に次の一項を加える。
2 國際資料部においては、前項第十二号、第十四号及び第十九号から第二十一号までの事務をつかさどる。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

外務省における國際情勢の総合的な分析及び調査事務の総合的管理等の機能を強化するため、大臣官房に國際資料部を設置するとともに、在外公館の増強等に伴い、外務省の職員の定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

在ウガンダ日本国大使館	カンバラ
在ルワンダ日本国大使館	キガリ
在ブルンディ日本国大使館	ウスンブラ
在イスラエル日本国公使館	テル・アヴィヴ
在グアテマラ日本国公使館	グアテマラ
在アイスランド日本国公使館	ダブルン
在アイスランド日本国総領事館	ダブルン
在ダッカ日本国総領事館	ダッカ
在ダッカ日本国総領事館	ダッカ
在ヴァンクーヴァー日本国総領事館	ヴァンクーヴァー
在ヴァンクーヴァー日本国総領事館	ヴァンクーヴァー

表中「在タンガニイカ日本国大使館」

在タンガニイカ日本国大使館

在グアテマラ日本国大使館

在ジャマイカ日本国大使館

在トリニダッド・トバゴ日本国大使館

在アイスランド日本国大使館

在イスラエル日本国大使館

在アルジェリア日本国大使館

タンガニイカ ダレサラム

グアテマラ グアテマラ

ジャマイカ キングストン

トリニダッド・トバゴポート・オブ・スペイン

アイスランド ダブリン

イスラエル テル・アヴィヴ

アルジェリア アルジェ

を

在ウガンダ日本国大使館

在ルワンダ日本国大使館

在ブルンディ日本国大使館

在イスラエル日本国公使館

在グアテマラ日本国公使館

在アイスランド日本国公使館

在アイスランド日本国総領事館

在ダッカ日本国総領事館

在ヴァンクーヴァー日本国総領事館

ウガンダ カンバラ

ルワンダ キガリ

ブルンディ ウスンブラ

イスラエル テル・アヴィヴ

グアテマラ グアテマラ

アイスランド ダブルン

アイスランド ダッカ

パキスタン ダッカ

カナダ ヴァンクーヴァー

を削り、

及び

を

附則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。

理由

在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号の二中「国立中央青年の家」を「国立青年の家」に改める。

第十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二 文部省の所掌する防災に関する事務について連絡調整すること。

第十二条第二項中「前項第十一号」を「前項第九号」に改める。
第二十五条の三の見出しを「国立青年の家」に改め、同条第一項及び第二項中「国立中央青年の家」を「国立青年の家」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 国立青年の家の名称、位置及び内部組織は、文部省令で定める。
第三十一条の表中「八二、五七六

人」を「八五、八七三人」に、「八〇、四三六人」を「八三、六七五人」に、「五八三人」を「五九二人」に、「八三、一五九人」を「八六、四六五人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

本省に置かれる国立中央青年の家の名称を国立青年の家へ改め、本省の管理局の所掌事務に関する規定を整備するとともに、文部省の職員の名を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 政府並びに提出者より順次提案理由の説明を求めます。大平外務大臣。

○大平内務大臣 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は、大臣官房に国際資料部を新設してその所掌事務を定めるとともに、外務省の職員の定員を改正するものであります。

まず、大臣官房国際資料部の新設について御説明いたします。

外交政策を効果的に推進いたしますためには、国際情勢の的確な把握がその前提となることは申すまでもありませんが、最近の国際間の動きはますます相互の関連性を強めており、地域的に見ましても局地的な事件がたちまち国際間の重要問題に発展いたしました。一方、政治、経済、軍事、文化等の部門別に見ましても、これら各部門における各国の活動はいずれも相互に密接な

関連のもとに遂行されております。従いまして、最近の国際情勢を的確に把握いたしますためには、単に地域別または部門別視野からのみでなく、これを全般的、総合的、一元的に観察し、分析し判断することが必要であります。

大臣官房に国際資料部を新設し、外務省調査事務の総合的管理等のほか、国際情勢の総合的な分析等の事務を所掌せしめることといたしましたのは、このような必要性に即応しようとするものであります。

次に、定員の改正につきましては、在外公館の増強等に伴い、特別職二人、一般職六十四人、計六十六人を増員することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、本法律案第一条におきましては、大使館の新設六館、公使館より大使館への昇格三館、総領事館の新設二館、領事館より総領事館への昇格二館を規定しております。

大使館の新設につきましては、アルジェリアに実館を設置するほか、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、ルワンダ及びブルンジの五カ国に、それぞれ兼館を設置し、近隣の大使をして兼轄せしむることといたしております。

アルジェリアは、昭和三十七年七月三日フランスより独立いたしました。が、将来北アフリカ諸国のなかで指導

的地位を占めるに至るものと考えられ、従って、わが国が同国に大使館を設置することが望ましく、その実現は、わが国と同国との貿易その他関係の緊密化に資するところ大であると期待される次第でございます。

また、カリブ海にありますジャマイカ及びトリニダード・トバゴ、アフリカにありますウガンダ、ルワンダ及びブルンジは、いずれも最近独立した国であります。わが国といたしましては、すべての独立国との間に、友好関係を樹立するという基本的方針に基づき、これら各国に兼館として大使館を設置することといたしたのであります。

次に、公使館より大使館に昇格いたしますものは、在グアテマラ、在アイランド及び在イスラエルの各公使館であります。このうちグアテマラにつきましては、兼館のまま大使館への昇格を予定しております。これら諸国につきましては、他国との均衡を考慮し、かつ、これら諸国との外交関係をより一層密接ならしむるために、公使館を大使館に昇格することとしたのであります。

次に、総領事館につきましては、台北に兼館として総領事館を設置し、領事事務を処理せしめることとし、また、イタリアのミラノに実館を新設することといたしております。ミラノは、同国の国際経済の中心地であり、わが国の対イ商業活動の中心地でもありますので、同地に総領事館を設置いたしますことは、今後ますます活発化を予想されます商業活動の保護、経済事情の的確な把握等に資するところが大きいと考えるのであります。

なお、ヴァンクーヴァー及びメルボルンの各領事館につきましては、その重要性にかんがみ、今後領事活動の一そう円滑な遂行をはかるため、それぞれ総領事館に昇格させることといたしております。

次に、第二条におきましては、在外公館の新設、昇格に伴い、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めている次第であります。

以上申し述べました在外公館の新設、昇格及びこれらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めるための法的措置といたしまして、本法律案を提出する次第でございます。何とぞ、慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○永山委員長 永井勝次郎君。ただいま議題となりまして、中小企業省設置法案の提案理由を御説明いたします。

本法律案もまた、中小企業基本法案と密接不可分の関連法として、本院に提出いたしましたのであります。

中小企業者を設置し、中小企業大臣のもとに、抜本的、強力な政策の実施されることは、全国中小企業者が、長年にわたり切実に待望して参つたところであります。

現在の中小企業庁は、その機構がきわめて貧弱であるだけでなく、大企業への代弁機関と化した通商産業省に完全に隷属してあるのであります。このため、従来、中小企業庁が、中小企業者の希望になつて、せっかく立派な施策を立案し、あるいは適切妥当な予算を要求いたしましたも、大企業の立場から、あるいは通産省全体のワク内にお

いて、事前に葬られてきたのでありま

す。これでは、中小企業者の意見、要望を真に反映し、その利益を擁護する機関は、現在の政府にはないと言つても過言ではありません。今日農民に農林省あり、労働者に労働省あり、大企業者のためには通産省あり、ひとり中小企業者のみは、日の当たらないところに置かれており、これに相応する政府機関が欠けているのであります。中小企業者に中小企業省を、そして通産省と対等の立場で、中小企業政策なり、中小企業予算について、国政の最高の執行機関である閣議の場において、討議されるべきは当然のことでありま

す。ここに中小企業省を早急に設置し、機構を整備して、中小企業基本法にうたうところの諸政策を最も効果的に実施し、もって中小企業経営の安定と発展に寄与して参りたいと存する次第であります。

これが本法律案を提出する理由であります。次に、その内容の概要を御説明いたします。

まず第一に、本法律案は、中小企業省の所掌事務の範囲、権限を明確にし、あわせてその組織を定めるものであります。次に、中小企業省の任務といたしましては、中小企業者の組織、経営近代化、振興及び助成に関する行政事務や、基本政策の樹立に関する事務等を一体的に遂行する責任を負うものであります。

第三に、中小企業省の具体的な権限といたしましては、収入、支出に関する事務、職員の人事管理等、通常の所

掌事務の遂行に必要な権限のほか、中小企業基本法の施行に必要な権限、たとえば事業分野の確保、設備近代化の助成、組織化の指導助成等がであります。さらにまた中小企業関係機関に關し必要な権限を有することといたしておるのであります。このため、たとえば、従来中小企業庁の所管の外にありました、中小企業退職金共済事業や国民金融公庫に関することも、中小企業省の権限事項と相なるわけでありま

す。第四は、中小企業省の機構についてであります。まず、本省には、中小企業大臣のもとに、大臣官房及び振興、組合、経営指導、商業の四局を設置し、大臣官房には調査統計部を設けることといたしておるのであります。次に、地方にも、支分部局として、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の八カ所に中小企業局を設置し、それぞれのブロックを担当して、本省の所掌事務の一部を分掌せしめることといたしております。

さらに、外局としては、中小企業基本法に規定する中小企業者と大規模事業者等との間における紛争を調整せしめる機関として、中小企業調整委員会を設置してあります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であります。何とぞ審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望いたします。

○永山委員長 荒木文部大臣。○荒木国務大臣 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本省に置かれる国立青年の家の増設に伴い、その設置規定を整備し、本省の管理局の所掌事務に關する規定を整備するとともに、文部省の職員の定員を改めようとするものであります。まず、国立青年の家に關する改正について申し上げます。文部省では、昭和三十四年以来、健全な青年の育成をはかる団体訓練の施設として、静岡県富士山麓に国立中央青年の家を設置しましたが、多数の青年に利用されて、その成果を上げてきたところであり、今回、さらに九州阿蘇山麓に国立青年の家を設置したいと考へ、その設置規定を整備しようとするものであります。すなわち、文部省には、一般的に国立青年の家を置くものととし、それぞれの青年の家の名称、位置等は、文部省令において定めることといたしました。

次に、管理局の所掌事務につきましては、文部省の所掌する防災に關する事務についての連絡調整を管理局において行なうこととするとともに、この事務並びに教育用品に關し基準を設定する等の事務を、教育施設部の所掌事務とすることにいたしましたものであります。

次に、文部省の職員の定員改正につきましては、国立高等専門学校を増設、理工系学生の増員及び学年進行等による教職員の増員並びに国立青年の家の増設等による職員の増員に伴うものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○永山委員長 石橋政嗣君。○石橋(政)議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案についての提案理由と法律案の概要を御説明いたします。

周知のように、米国軍隊はすでに日本に駐留して十八年を経過いたしました。外国軍隊がわが国土に駐屯することという事は、きわめて不自然な状態は、早晩解決されなくてはならないと考へるのであります。さらに、米国軍隊が駐留いたします結果は、多くの基地労働力を必要とするのでありまして、わが国の場合、日本政府の責任において、危険かつ不安定なる基地労働力の提供を行なつてきておるのであります。しかしながら、駐留米国軍の戦略上の変更は直接に駐留軍関係労働者に影響を及ぼすのでありまして、朝鮮動乱当時に、二十八万人を数えま

した駐留軍関係労働者は、今日では約六万五千人に減少しているものであります。このように駐留軍の戦略のきわめて一方的な変更は、基地内労働者の雇用に直接影響を及ぼし、常にその不安がまとわりついているのであります。

しかるに一方、駐留軍関係労働者については、その職場が基地内労働というきわめて危険かつ不安定な特殊性を持つために、その雇用は調達庁長官の直接雇用となつておるのであります。が、その離職後の措置については、何らの積極的な対策もとられておらず、単に駐留軍関係離職者臨時措置法が存するにとどまっております。

しかも、この法律による対策はきわめて不十分と言わざるを得ないのであります。社会党といたしましては、このよりな現状にかんがみまして、当面現行法にこれら離職者の雇用の道を確保するための雇用奨励金の支給の制度を創設することによつて、今までおざなりにされてきたこれら駐留軍関係離職者の雇用の安定と生活の向上をはかることが必要と考へるのであります。これが本法律案を提案する第一の理由であります。

次に、駐留軍関係離職者に対する特別給付金の支給は、現在の法律では、昭和三十三年の岸・アイク声明による大量解雇以前の労働者のみを対象としたのであります。従いまして、昭和三十三年六月二十二日以降の雇用にかかると駐留軍関係労働者の離職に對しましては、何らの保護措置も考へられておらず、これらの労働者についてはきわめて不公平な扱いがなされておるといふこととあります。これが本法律案を提案する第二の理由であります。

さらに、現在の法律は時限立法であります。本年の五月十七日をもって失効することになっております。従いまして、現行法が失効いたしますと、本年五月十七日以降には、今日でも十分とされている駐留軍関係の離職者対策すらなくなるのでありまして、これらの職場に就労する労働者にとつては、きわめて不安を与えているのが現実であります。このよりな現状にかんがみまして、また現行法の失効期間も切迫している事情を考慮いたしまして、本法の期間延長をはからうとい

う。以上が本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○永山委員長 石橋政嗣君。○石橋(政)議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案についての提案理由と法律案の概要を御説明いたします。

周知のように、米国軍隊はすでに日本に駐留して十八年を経過いたしました。外国軍隊がわが国土に駐屯することという事は、きわめて不自然な状態は、早晩解決されなくてはならないと考へるのであります。さらに、米国軍隊が駐留いたします結果は、多くの基地労働力を必要とするのでありまして、わが国の場合、日本政府の責任において、危険かつ不安定なる基地労働力の提供を行なつてきておるのであります。しかしながら、駐留米国軍の戦略上の変更は直接に駐留軍関係労働者に影響を及ぼすのでありまして、朝鮮動乱当時に、二十八万人を数えま

した駐留軍関係労働者は、今日では約六万五千人に減少しているものであります。このように駐留軍の戦略のきわめて一方的な変更は、基地内労働者の雇用に直接影響を及ぼし、常にその不安がまとわりついているのであります。

しかるに一方、駐留軍関係労働者については、その職場が基地内労働というきわめて危険かつ不安定な特殊性を持つために、その雇用は調達庁長官の直接雇用となつておるのであります。が、その離職後の措置については、何らの積極的な対策もとられておらず、単に駐留軍関係離職者臨時措置法が存するにとどまっております。

のが、本法律案を提出する第三の理由であります。

次に、この法律案の概要について説明を申し上げます。

まず第一に、特別給付金の支給についての現行法の制限条項を撤廃いたしまして、昭和三十三年六月二十二日以降の雇用にかかわる労働者につきましても、支給が適用されるように改正いたしました。

次に、第二点としては、新たに雇用奨励金の支給の制度を設けることといたしまして、炭鉱離職者に対する雇用奨励金制度に準じた措置が行なわれるようにいたしました。

第三に、現行法の有効期間を五年間延長いたしまして、昭和四十三年五月十七日まで効力を有することといたしました。

以上が本法律案の概略であります。が、願いますれば、駐留軍関係離職者及びその労働者に対する施策は、その雇用責任が政府自身にあるにもかかわらず、きわめて貧しいものであったといふことでもあります。この際、政府といたしましてはその非を省みて、これら労働者の不安定な雇用状態を根本的に是正して健全な職場への計画的な再雇用を促進して、これら労働者の生活の保障を行なうことが肝要かと存するのであります。

何とぞ、慎重御審議の上、本法律案に御賛同下されんことをお願い申し上げます。

○永山委員長 藤田自治政務次官。

○藤田政府委員 ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、自治省の職員定員を十七名増加しようとするものであります。

自治省の定員は、現在四百九十六名であります。が、地方公務員の給与に関する事務その他地方公務員制度の運営に必要な職員、固定資産評価制度の改正に伴う新しい評価基準の作成、実施に関する事務の処理に必要な職員、消防防災事務の円滑な遂行のために必要な職員等を増員しようとするものであります。

以上、簡単であります。が、この法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永山委員長 これにて六法案の提案理由の説明は終わりました。

以上の法案に関する質疑は後日に譲ります。

二十八日午前十時理事会、十時半委員会を開会することといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）に関する報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）に関する報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年三月五日印刷

昭和三十八年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局